

令和 3 年11月30日開会

令和 3 年12月10日閉会

令和 3 年三宅町議会 第 4 回定例会会議録

三 宅 町 議 会

令和3年12月三宅町議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (11月30日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第44号～承認第5号の上程、説明、委員会付託	7
諮問第2号の上程、説明、意見、採決	14
諮問第3号の上程、説明、意見、採決	15
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
選挙第4号 磯城郡水道企業団議会議員の選挙	18
一般質問	19
渡 辺 哲 久 君	19
森 内 哲 也 君	28
池 田 年 夫 君	40
松 本 健 君	46
散会の宣告	57

第 2 号 (12月10日)

出席議員	59
------	----

欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	59
職務のため会議に出席した者の役職氏名	59
議事日程	60
開議の宣告	61
議事日程の報告	61
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	61
追加議案の上程	73
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
閉会中の継続審査について	80
町長挨拶	80
閉会の宣告	81
署名議員	83

三宅町告示第66—4号

令和3年12月三宅町議会第4回定例会を
次のとおり招集する

令和3年11月17日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 令和3年11月30日 火曜日
午 前 10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和3年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

令和3年11月30日火曜日
令和3年12月10日金曜日
11日間

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	11月30日火曜日	午前10時00分	定例会開会
第2日目	12月1日水曜日		休 会
第3日目	12月2日木曜日		休 会
第4日目	12月3日金曜日		休 会
第5日目	12月4日土曜日		休 会
第6日目	12月5日日曜日		休 会
第7日目	12月6日月曜日	午前 9時30分 午後 1時30分	総務 建設 委員 会 福祉 文教 委員 会
第8日目	12月7日火曜日		休 会
第9日目	12月8日水曜日		休 会
第10日目	12月9日木曜日		休 会
第11日目	12月10日金曜日	午前10時00分	議 会 再 開

令和3年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和3年11月30日火曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	岸 本 奈 己

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和3年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和3年11月30日 火曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第45号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第5 | 議案第46号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について |
| 日程第6 | 議案第47号 令和3年度三宅町水道事業会計第3回補正予算について |
| 日程第7 | 議案第48号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第49号 三宅町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第50号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約の制定について |
| 日程第10 | 承認第4号 (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第4回補正予算について |
| 日程第11 | 承認第5号 (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第5回補正予算について |
| 日程第12 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第13 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第14 | 発議第8号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書 |
| 日程第15 | 選挙第4号 磯城郡水道企業団議会議員の選挙 |
| 日程第16 | 一般質問について |

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） それでは、定刻の時刻となりましたので、始めたいと思います。

本日令和3年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算についてを初めとする議案7件、承認2件、諮問2件、発議1件、選挙1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適性妥当な議決に達されますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議お願い申し上げまして、開会の挨拶としたいと思います。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年12月三宅町議会第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症については、最大の感染規模となった第5波から少し落ち着く形となり、厚生労働省の専門家会合でも、新規感染者数の急速な減少に伴って、療養者や重症者の減少が続き、医療や公衆衛生の体制もある程度改善傾向にあると分析されています。

また、奈良県においても、日々新規感染者数や入院療養者数が減少するとともに、本町でも、令和3年9月21日を最後に新規感染者数が確認されない日が続くなど、落ち着いた状況が続いています。

そのような中、3回目のワクチン接種について、2回目の接種完了からおおむね8か月以上後とされたため、まず、11月24日に医療従事者の方への接種券の交付を行い、続いて、90

歳以上の高齢者の集団接種を1月末から開始するため、早速準備に取りかかっているところでございます。

これから冬に向けてインフルエンザへの流行も気になるところですが、コロナと向き合いながら社会経済活動を再開し、アフターコロナに向けた新たな日常生活を考えていくことが肝要であると考えています。

引き続き、第6波に向けての感染防止策の徹底とワクチン接種の推進に取り組んでまいりますので、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、報告となりますが、さきの11月5日、奈良春日野国際フォーラム薨において、大和平野中央スーパーシティ構想のコンソーシアムキックオフ会議が開催されました。

議員ご承知のとおり、奈良県では、本町でのスタートアップヴィレッジとともに、磯城郡3町と協働して大和平野中央プロジェクトに取り組んでおりますが、本プロジェクトと併せて、国に対して大和平野中央スーパーシティ構想として参加をし、さらに議論を深めることを前提に、本構想の趣旨や今後の方向性等が確認されたものでございます。

本会議については、さらに年度中の開催も予定されており、本町としても、次世代のまちづくりのために誠心誠意取り組んでまいる決意でございます。

最後に、12月4日土曜日、三宅町野球グローブ生産100周年記念事業としてスペシャルイベントを開催いたします。イベントの目玉として、大の野球、またグローブ好きである俳優の鈴木福氏と本町出身の元プロ野球選手である駒田徳広氏との特別記念対談や、本町のグローブ職人とともに他産地の皮革製品職人によるスペシャルトークセッションをオンラインにて同時開催も予定しており、本町でしかできない野球グローブを初めとする産業の新たな未来への開幕にも期待をしているところでございます。

さて、本定例会に提出をしております案件は、令和3年度一般会計第6回補正予算を初めとする補正予算案4件、条例の一部改正1件、条例の制定1件、規約の一部改正1件、承認案件2件、諮問案件2件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しています。

よって、令和3年12月三宅町議会第4回定例会は成立いたしましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時04分)

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、久保憲史君、2番議員、川
緒実希子君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日11月30日より12月10日までの11日間としたいと思います。これに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日11月30日より12月10日までの11日間とすることに決定し
ました。

◎議案第44号～承認第5号の上程、説明、委員会付託

○議長（辰巳光則君） 日程第3、議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算に
ついてより、日程第13、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれ
ましては、熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第3、議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、日程第
11、承認第5号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第5回補正予算について

までの議案 7 件、承認 2 件を一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和 3 年 12 月三宅町議会第 4 回定例会に提出をいたしました各議案についてご説明申し上げます。

まず初めに、補正予算案 4 件についてご説明申し上げます。

議案第 44 号 令和 3 年度三宅町一般会計第 6 回補正予算についてご説明をいたします。

歳入からご説明いたします。

8、9 ページをご覧ください。

款 12 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 2 民生負担金では、養護老人ホーム入所措置負担金 69 万 9,000 円の増額を行っております。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 民生負担金では、障害者自立支援費等負担金 1,291 万 8,000 円、障害児支援負担金 144 万 2,000 円、児童手当交付金 111 万円の増額を行っております。

同款、項 2 国庫補助金、目 2 民生補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金 132 万円の増額を、目 3 衛生補助金では、保健事業補助金 80 万 6,000 円の増額を、目 8 教育補助金では学校保健特別対策事業費補助金 5 万円の増額を、目 10 児童福祉補助金では、養育支援訪問分として子ども・子育て支援交付金 5 万 6,000 円の増額を行っております。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生負担金では、障害者自立支援費等負担金 634 万 9,000 円及び障害児支援負担金 72 万 1,000 円の増額と児童手当負担金 12 万円の増額を行っております。

同款、項 2 県補助金、目 2 民生補助金では、福祉医療費助成事務費県費補助金 8,000 円、ひとり親家庭等医療費県費補助金 51 万 3,000 円、乳幼児医療費県費補助金 57 万 7,000 円、子ども・子育て支援交付金 5 万 6,000 円の増額を行っております。

款 20 諸収入、項 6 雑入、目 1 雑入では、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進支援金を総務課雑入として 230 万円の増額を行っております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

12、13ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財産管理費では、来年 4 月から本庁舎 2 階で執務するみやけイノベーション推進部が交流まちづくりセンターMi i Moに移転することに伴う経費として、備品購入費62万2,000円の増額を行っております。

同款、同項、目 4 企画費では、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進支援金を活用した情報システムのセキュリティー対策強化事業費として電算事務委託料231万8,000円の増額を行っております。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費では、障害福祉サービス利用者が増加したことによる審査支払手数料 2 万4,000円の増額、障害児通所施設の利用者の増加に伴う障害児通所給付費の288万5,000円と障害福祉サービス利用者が増加したことによる障害介護給付費の2,144万2,000円を合わせた扶助費2,432万7,000円の増額とともに、令和 2 年度障害児給付費等国庫及び県負担金並びに障害児放課後等デイサービス利用支援事業費補助金の実績額の確定に伴う返還金43万6,000円の増額と令和 2 年度障害者総合支援事業費補助金の実績額の確定に伴う返還金の 7 万4,000円を合わせて、返還金で51万円の増額を行っております。

同款、同項、目 2 老人福祉費では、町内在住の65歳以上の高齢者 1 名について、環境上の理由により居宅において養護を受けることが困難なことから、養護老人ホームに入所するための措置費として扶助費119万6,000円の増額を行っております。

同款、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費では、養育支援訪問を必要とする家庭が当初の見込みを上回り、訪問員である保育士に係る経費の増額が必要となったため、非常勤職員報酬17万円の増額を行い、令和 4 年度からの児童手当制度改正に伴うシステム改修費として電算事務委託料132万円の増額、児童手当給付者数が当初見込みを上回ったことによる児童手当給付費135万円の増額と、乳幼児等に係る医療費の増加に伴い、子供医療費助成事業費117万6,000円の増額を合わせて、扶助費252万6,000円の増額を、令和 2 年度福祉医療費助成事務費補助金の確定により、増加交付分として返還金 6 万4,000円の増額を行っております。

同款、同項、目 2 母子福祉費では、ひとり親家庭等医療費助成事業において、受給者の受診件数が当初見込みより増加しているため、手数料 1 万8,000円及び扶助費116万4,000円の増額を行っております。

14、15ページをご覧ください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費では、健康増進事業に関する指針の改

定に伴うシステム改修費として、電算事務委託料187万円の増額を行っております。

款8土木費、項1土木総務費、目1土木総務費では、来年4月から、本庁舎1階で執務するまちづくり推進部が浄水場に移転するための経費として、通信運搬費77万円、その他委託料217万8,000円の増額を行っております。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、教育活動を継続するための感染症対策費として、消耗品費10万1,000円の増額を行っております。

同款、項4幼稚園費、目1幼稚園費では、令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金事業費の確定に伴う国庫及び県補助金への精算として、返還金1万円の増額を行っております。

最後に、16、17ページをご覧ください。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、財源調整のため、1,014万3,000円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ2,904万5,000円を増額し、予算総額40億7,303万2,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第45号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について、歳入からご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款4県支出金、項1県負担金・補助金、目1保険給付費等交付金では、普通交付金3,086万3,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費では、70歳以上の高齢者の受診件数の増加に伴い、事業関係負担金2,530万2,000円の増額を行っております。

同款、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費では、一般被保険者療養給付費と同様の理由から、事業関係負担金556万1,000円の増額を行っております。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金では、令和2年度特別調整交付金の確定に伴う返還金8万円の増額を行っております。

款9予備費、項1予備費、目1予備費では、財源調整のために8万円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,086万3,000円を増額し、予算

総額を 8 億 4,320 万 4,000 円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第 46 号 令和 3 年度三宅町後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9 ページをご覧ください。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料では、後期高齢者医療保険料の算定による奈良県後期高齢者医療広域連合に対する保険料納付金の増額に伴い、現年度分特別徴収保険料 238 万 6,000 円の増額及び現年度普通徴収保険料 579 万 6,000 円の増額を行っております。

款 6 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入では、健康診査費に対する広域連合保健事業委託金として保健事業委託金 54 万 7,000 円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療保険料の算定による奈良県後期高齢者医療広域連合に対する負担金 818 万 2,000 円の増額を行っております。

款 3 保健事業費、項 1 健康保持増進事業費、目 1 健康診査費では、後期高齢者健康診査の医療機関における個別健診申込者数の増加による健康診査費に係る手数料 7,000 円及びその他委託料 54 万円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ 872 万 9,000 円を増額し、予算総額を 1 億 3,853 万 3,000 円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

最後に、議案第 47 号 令和 3 年度三宅町水道事業会計第 3 回補正予算について、収入からご説明をいたします。

4 ページをご覧ください。

款 11 水道事業収益、項 5 営業外収益、目 17 負担金において、道路改良工事に伴う水道管布設復旧工事に要する他会計負担金 39 万 6,000 円の増額を行っております。

続いて、支出をご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

款 21 水道事業費用、項 1 営業費用、目 5 排水及び給水費において、町道 1 号線道路改良工事に伴う水道管仮復旧工事費 159 万円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、収益的収入及び支出の補正予算後の予算総額を 12 億

7,808万3,000円とする補正予算を行ったものでございます。

続いて、条例の一部改正1件についてご説明申し上げます。

議案第48号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が引き下げられることや、令和3年8月4日付にて健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日より施行されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げ、加算額を1万6,000円から1万2,000円に引き下げる改正を行うために、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、条例の制定1件についてご説明を申し上げます。

議案第49号 三宅町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、令和4年4月から磯城郡水道企業団の運営を予定しているため、三宅町水道事業に関する条例を廃止する条例を制定するものでございます。廃止する条例は、三宅町水道事業の設置に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、三宅町上水道施設基金の設置、管理及び処分に関する条例、三宅町水道給水条例、三宅町布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例でございます。

続いて、規約の改正1件についてご説明申し上げます。

議案第50号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約の制定については、川西町、三宅町及び田原本町において、水道法第6条の認可を受け、令和4年4月1日から磯城郡水道企業団として水道事業を開始することから、同法第20条に規定する水質検査については、当組合構成市町村と共同で実施することとなります。ついては、地方自治法第286条第1項の規定により、組合の構成団体数が増減する場合等には。関係地方公共団体は協議によりこれを定め、及び知事の許可を得る必要があることから、本規約の一部を改正するものでございます。

次に、承認2件についてご説明申し上げます。

承認第4号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第4回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金608万1,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、職員の産前産後休暇及び育児休業取得に伴う人件費の調整額として、給料23万5,000円、職員手当7,000円、共済費3万9,000円の減額を行っております。

同款、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、職員の産前産後休暇及び育児休業取得に伴い、臨床心理士の派遣を行うため、その他委託料88万8,000円の増額を行っております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、新型コロナウイルス感染症に係る事業者への支援事業として、町内中小企業者がホームページ等作成する際に要する経費の一部を助成するため、その他委託料955万円の増額を行っております。

款14予備費においては、ご説明いたしました補正予算の財源調整のため、予備費407万6,000円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、第3回補正後の予算総額40億2,770万円に対し、歳入歳出それぞれに608万1,000円を増額し、予算総額を40億3,378万1,000円とする補正予算を行ったものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年10月11日付にて専決処分を行い、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

次に、承認第5号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第5回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金171万5,000円の増額を行っております。

同款、項2国庫補助金、目3衛生補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金849万1,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を開始するに当たり必要な経費として、時間外勤務手当68万9,000円、報償費20万円、消耗品費27万5,000円、燃料費6,000円、手数料43万4,000円、電算事務委託料250万円、その他委託料597万3,000円、使用料8万5,000円、賃借料4万4,000円をそれぞれ増額しています。

以上のことから、今回の補正予算は、第4回補正後の予算総額40億3,378万1,000円に対し

て、歳入歳出それぞれに1,020万6,000円を増額し、予算総額40億4,398万7,000円とする補正予算を行ったものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月1日付にて専決処分を行い、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

以上が、本定例会に提出いたしました議案7件、承認2件の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより日程第11、承認第5号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第5回補正予算についてまでの議案7件、承認2件は、各常任委員会へ付託したいと思います。また、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより日程第11、承認第5号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第5回補正予算についてまでの議案7件、承認2件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、意見、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和3年12月31日付で委員1名の任期が満了となることから、後任の委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字屏風430番地の18、西本悦子、昭和23年2月1日生まれ。

引き続きの推薦であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりました。

ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 意見なしと認めます。

お諮りします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎諮問第3号の上程、説明、意見、採決

○議長(辰巳光則君) 日程第13、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和3年12月31日付で委員1名の任期が満了となることから、後任の委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字伴堂421番地の11、松嶋伸和、昭和23年5月23日生まれ。

引き続きの推薦でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(辰巳光則君) ただいま説明が終わりました。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 意見なしと認めます。

お諮りします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第14、発議第8号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書についてを議題とし、提出者の瀬角議員より提案理由の説明を求めます。

瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私からは、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書について、朗読をもって提案の説明といたします。

新疆ウイグル自治区で大規模な恣意的拘留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮しています。

国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年（2018年）9月、中国に関する統括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続なしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われているようなことなどについて、「切実な懸念」を表明しています。

令和2年（2020年）10月には、国連総会第3委員会で、ドイツなど39か国が香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。

本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に、組織的な性的暴行被害があった」と証言しました。

2月5日、アントニー・ブリンケン米務長官と中国のヤン・チエチー政治局員が電話対談を行った際に、米国は新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続けるという趣旨を発表しました。

この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権のポンペオ国務長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族、ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド（民族大量虐殺）と認定する」という旨の発表の流れを継続する発言であり、ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリズ・ペイン外相も「調査をするべきだ」と発言しており、国や政党を越えて大きな人権問題として認識されています。

そのような中、アメリカ議会は、4月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務づけるウイグル強制労働防止法を成立させました。この法は、企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限り、ウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものであり、日本の国内企業にとっても、現実的な経営リスクとなっており、当町内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。

これらの世界の状況があるにもかかわらず、日本政府は、人権状況について懸念を持って注視しているという趣旨の発言にとどまっており、人権問題について取り組んできた当町議会としては、政府の対応は到底容認できるものではありません。

よって、本町議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

議員各位の皆様にはご支持よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） この発議については棄権をします。

理由を述べます。

新疆ウイグル自治区における人権弾圧は、香港の弾圧とも紛れのない事実で、国際的にそれを弾劾していくことがウイグルの人たちや香港の人たちの支援になるということについては理解し、賛成します。

ただ、もう一方で、人を批判するなら我が身を正せという気持ちがあります。

日本では、例えば名古屋入管がウィシュマさんの治療を受けさせず死亡させてしまった事件であるとか、あるいは川崎市で繰り返されるヘイトスピーチに対して、在日韓国人の女性がヘイトスピーチを繰り返す人を特定して損害賠償を提訴する。そういう状況、国内における人権問題について、日本政府は確たる姿勢を貫いているというふうには到底思えません。

そういうことがどうしても気になるので、この件については、ウイグル自治区の人々に対す

る弾圧を弾劾することに反対するものではありませんが、しかし、そういう割り切れない気持ちがありますので、棄権させていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結いたします。

お諮りします。

日程第14、発議第8号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書についてを採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎選挙第4号 磯城郡水道企業団議会議員の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第15、選挙第4号 磯城郡水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推薦によるところに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

磯城郡水道企業団議会議員に瀬角清司君、渡辺哲久君、私、辰巳光則を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました瀬角清司君、渡辺哲久君、私、辰巳光則を磯城郡水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました瀬角清司君、渡辺哲久君、私、辰巳光則が磯城郡水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました瀬角清司君、渡辺哲久君、辰巳光則が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎一般質問

○議長(辰巳光則君) 日程第16、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長(辰巳光則君) 5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番(渡辺哲久君) 一般質問を行います。

M i i M o開設以降の今後の町づくりについて、1番目、少子化対策について質問します。

M i i M oの開設は、これからの町づくりのスタートです。言うまでもなく、中心課題は、少子高齢化の波をどうくぐり抜けていくかです。

まず、今後の少子化対策について質問します。

9月3日段階の6歳以下の子供の人口は以下のとおりです。零歳27人、1歳41人、2歳43人、3歳35人、4歳48人、5歳40人、6歳30人、ゼロ歳児が極端に少ないのはコロナの影響で、全国的に出生数が減少していますが、それ以外も40人のかつかつ維持しているレベルです。6歳以上は50人前後いるので、少子化が進んでいるのは事実です。

三宅小学校では、今年は1年生は1クラスになっています。2クラスを維持できないと教育配置も減らされて、学校運営も苦しくなります。2クラス維持が一つの目安です。

町内に新築して移住した子育て世代に対する移住定住補助金は、確かに一定の効果がありました。しかし、小さな町三宅町では、住宅新築だけに依存しては、再び壁にぶつかる

でしょう。空き家の活用や賃貸住宅での転入促進、町営住宅の活用などの住宅施策とともに、子育て環境の充実など総合的な対策が必要です。

兵庫県の明石市では、子育てに関する負担を減らし、市外からの移住のみならず、市内での出生数の増大により少子化を止めています。

2021年度予算においては、住宅新築新規購入の定住者への補助27件、賃貸住宅も含めた新婚世帯の転入への補助1件、東京圏からの移住1件で601万円の予算を計上しています。成果につながることを期待しますが、長期的に総合的な施策が必要です。少子化対策の全体像をお示してください。

質問の2つ目です。地域の拠点について。

3月に三宅町公共施設個別施設計画が策定されました。その中で、公民館など町内各大字のよりどころについて今後どうしていくのか、しっかりした考えが必要です。Mi i Moはセンターであって、大字の規模での拠り所がなければ、地域のつながりは維持できなくなります。個別施設計画では、町営住宅内の人権センター、上但馬団地児童館は廃止し、団地老人憩の家を建て替え、町営住宅の集会所に用途変更する。旧伴堂老人憩の家は廃止する。伴堂東公民館、上但馬老人憩の家、三河老人憩の家、但馬老人憩の家については、地元自治体の意向を踏まえ、無償譲渡または除却を実施するとなっています。

また、伴堂のおかげ会館、石見公民館、東通りの自治会館などは、町所有の建物ではないので、個別施設計画の対象外となっています。地元自治会の意向を踏まえ、無償譲渡または除却とは、地元自治体が自己資金と民間補助金を使って建て替えなければ廃止されるということでしょう。これでは、住民に丸投げと言われませんか。

端的に、水害時の避難所の確保です。例えば、小柳地区は曾我川からの氾濫流により住宅地の3分の1が家屋倒壊区域に指定されていますが、近くの中央公民館小柳分館は水没するので、避難所にはなり得ません。地区内に避難場所がありません。但馬も上但馬も同様です。

そこで、質問します。

1、三宅町の防災計画では、地震や水害などの災害時の避難所に三宅町の公共施設の町所有でない建物も避難所に指定されています。公共施設の個別施設計画や総合管理計画では、防災計画で示された避難拠点の方針は考慮されないのですか。

2、曾我川と飛鳥川に挟まれた小柳、但馬、上但馬の水害時の1次避難所づくりの観点から、この地区内の三宅町の公共施設などの将来像について、町行政としての考え方を整理する必要はありませんか。

以上、質問です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、Mi i Mo開設以降の今後の町づくりについて、少子化対策についての質問にお答えいたします。

渡辺議員がおっしゃるとおり、これまで死亡数が出生数を上回る自然減の状況で人口減少を続けており、合計特殊出生率においても、直近で1.28と、奈良県の1.38を下回っており、さらに、新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた令和元年度以降、出生数は30人前後に減少しています。

一方で、転出入の状況を見てみると、5歳から9歳の子供が増えていることから、子連れ世帯の流入が増えており、町が進めている子育て支援施策の効果と考えられます。

しかし、5歳から9歳の子供の増加に比べ、20歳・30歳代は減少傾向にあり、高校卒業後世代を中心に流出が始まり、40代前半まで流出傾向が続いており、また、男性より女性のほうが多く流出しており、結婚出産年齢女性の流出超過が少子化に拍車をかけ、三宅町の人口減少が進行していることになると懸念しています。

以上の状況については三宅町人口ビジョンでも分析されており、三宅町の将来人口を4,500人で維持することを将来展望とし、そのために必要となる過程として、30代前半夫婦で4歳以下の子供が1人以上いる世帯を6世帯、移住定住で確保すること、10代、20代の流出を現状維持といった過程が示されており、その過程を実現させるために必要となる戦略を第2期総合戦略として策定し、重点的に取り組むべき施策を掲げております。

これらの施策は、少子化対策、人口減少の抑制、抑止対策となる施策であり、みんなが好きなまち三宅町を多様なつながりとみんなのやりたいで育むを大きな目標を据え置き、人もまちも元気になる仕組みづくり、町ぐるみで子供を育てる仕組みづくり、次世代につなぐ仕事の仕組みづくり、シビックプライドを醸成する情報発信・共有の仕組みづくりを4つの基本目標とし、今後7年間を通して各施策に取り組んでまいります。

次に、地域の拠点についてのご質問にお答えいたします。

本町では、所有する施設が大量更新時期を迎える中、人口減少や少子高齢化の急激な進行により、また、多様化する行政ニーズへの対応や財源確保が厳しさを増している事情により、施設の更新等に係る費用の確保が課題との認識の下、長期的視点から公共施設等の更新、統廃合及び長寿命化の施策を計画的に行うことにより、更新等に係る財政負担の軽減、費用の

平準化を図り、行政サービスの水準を確保するため、三宅町公共施設等統合管理計画を平成29年に策定いたしました。

さらに、今般策定いたしました個別施設管理計画は、この上位計画である総合管理計画との整合性を図りながら個別の施設ごとに優先順位を設定し、複合化、統廃合についても検討を行い、前述のとおり、必要とするコスト縮減と平準化を図ることを目的としていることから、防災計画上の更新は当該計画には考慮されておられません。

しかしながら、昨今の気候変動による異常気象により、全国各地において毎年のように甚大な水害が発生している状況に鑑みれば、これからいつどこで水害が発生してもおかしくない状況であり、本町もその例外ではございません。

特に小柳地区及び総合センターが閉鎖された以降の但馬、上但馬地区について、洪水時における適当な指定緊急避難場所はなく、防災的な見地から見た課題の一つであることは承知をいたしております。

現在の地域防災計画では、早期の避難情報の発信とともに、三宅町文化ホールを自主避難場所として開設し、早期避難を促すことが重要であると心得ており、高齢者の移動手段や当該地区における垂直避難の適否など、全ての地域住民の方が自らの判断で最善の安全を確保できるよう、啓発と訓練に努めているところでございます。

ただ、新たな避難所づくりの観点から申し上げますと、構造や場所といった防災施設ならではの考慮すべき要素も多く、現存する公共施設等を有効活用できるのか、また、平時における施設の活用方法や維持管理等、検討する課題が多いことも事実でございます。

現在、これらの地区においては、安全な公共施設の確保という物理的な制約を補うため、小柳地区では、避難が必要となれば、まずは地区内公民館に集い、その後、町が開設する安全な避難所に集団誘導するという約束事を取り決めております。

また、上但馬地区では、上但馬自主防災会と町消防団とが連携を行い、閉鎖された旧つながり総合センターを緊急時に限り避難場所として活用するとともに、消防団詰所の2階も活用するといった洪水時における緊急対応策を実施しているところでございます。

本町は約2キロ平方キロの四方の小さな自治体でございますが、寺川、飛鳥川、曾我川という一級河川が町の中を縦断しており、地域ごとに地勢や各防災組織の実情が異なることから、それぞれの地域の防災特性も考慮しつつ、行政としてどのような支援ができるのか、今後も町消防団や自主防災会連絡協議会等様々な皆さんとの協議の機会を通じて対話を重ね、最良の策を模索してまいりたいと考えています。

これからも、まずは町民の生命、財産を守ることを最優先に、避難情報の早期かつ適切な提供や、まるごとまちごとハザードマップを活用した周知や啓発活動等、ソフト対策に重点を置いた現実的な取組を進めながら、三宅町地域防災計画にも定める自助・共助・公助の考え方を基本とした防災対策を推進してまいる所存でございますので、委員皆様のご尽力とご協力をお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、再質問。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） まず、1番目の少子化対策についての再質問です。

回答の中で、40代前半まで、特に女性の流出が多いということを人口ビジョンでも分析されているということでしたが、その原因と考えられるものはどのあたりにあるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 40代前半までとなっておりますが、主には10代、高校卒業以降から20代、30代にかけての転出が多い状況です。そちらについては、高校卒業後となっておりますので、大体大学等の進学に伴った転出、それ以降については、就職等で東京であったりとか関西圏のほうへの転出というのがかなり多くなっております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 私は、それはいいことだと思っています。三宅で生まれたからずっと三宅で暮らしていかなきゃいけないということはない。そういう人材を三宅が育て、輩出していけるのであれば、町としての役割は果たしている。

ただ、一方で、少子化が進んでいく、町の未来がどうなるんだということです。

2つ目の再質問です。

回答の中でも触れてはいただいているんですが、持ち家対策だけでなく、空き家や借家、町営住宅を活用して、流動する人口にはなりますけれども、そういう子育て世代の人たちがある一時期三宅で暮らし、あるいはその先、三宅に定住する、そういうサイクルももう一方でつくらないと、持ち家対策だけではいずれ限界に達するんじゃないかという質問をしました。

そこについて、町営住宅に関しては、審議会を再開するという回答をいただいておりますが、全体的に少子化対策の柱として据えて、何か関係部局で協議しながら対策を考えていくというような取組が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 町営住宅の部分、ご質問いただきましたので、私のほうから回答させていただきます。

今、議員のご質問ありましたように、前回のあれのご質問に対しましても、町営住宅、改良住宅につきましては、三宅町町営住宅・改良住宅審議会の中でご意見を賜りながら、公営住宅長寿命化計画等の更新におきまして、管理コストの適正化、時代の求めに応じた用途変更なども検討してまいるということでお答えしているところですが、全体の住宅施策、今おっしゃっているのは、新規の住宅開発であるとかということも含めてというお話だと思うんですが、住宅開発につきましては、小さな開発が近年ありまして、それによる転入というのもあったようなんですが、これは民間の供給によるものなので、なかなか公のほうの、例えば造成をして売り出すとかいう施策のほうまでは至ってはおりませんが、住宅開発のほうは、土地の、結局、流通に乗らないと増えないものでございまして、近年、確かに土地の流通というのが進んでいるようでして、町道と土地の境界確定とかいう件数も最近増えておりまして、土地の動きというのはかなり出てきたのかなという、現場にありましての感想がございしますが、直接的に統計を取ったものではないので、はっきりとお答えできないんですが、そういった意味で、土地の流通という部分につきましても考えていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 例えば、家屋で、崩壊家屋を行政費用で一時的に撤去してというような条例が三宅町、つくりました。それはもう崩壊寸前の危険な家屋ということで、早急な対策が必要だということで条例をつくったわけですが、それだけじゃなくて、例えば4,500人という将来像を考えると、かなり町内にたくさんの空き家が生まれていく。全部が全部使えるとは限りませんが、そういうものを何とか、例えば改修費の補助をして借家として町外からの流入を図るといようなそういう施策も、実際、全国的にはやっているところもありますので、三宅町でも、今、岡橋部長おっしゃった新築の施策は施策で進めていったらいいと思うんですが、もう一方で、これからどうしようかという空き家が崩壊していくものをどう対処しようかということ、どう資源として活用していくかというそういう考えも必要ではないかと思います。

その点についてはどう考えておいででしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 全国にそういった空き家活用等々、事例としてはあります。

また、その中でも、やはり事例の研究をしていますと、ニーズにマッチした、やりたい人というところで、プレイヤーの方々が自分たちでやりたいというところをしっかりと出して、それを行政がどう応援していくかということが非常に成功の鍵であるというふうに、全国の事例を見る限り、考えております。

また、そういった点も踏まえまして、2期の総合戦略、また三宅町のビジョン・ミッション・バリュー等々でもその辺を意識して、しっかりと対策、またニーズとマッチするような施策というところもしっかりと検討していく必要があるかなというふうには考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） ぜひ進めていただきたいと思います。

2番目の地域の拠点についての質問をします。

この質問で一番気になっている点は、回答の中にありました、例えば、コスト縮減と平準化を図ることを目的とすることから、防災計画上の方針は当該計画には考慮されておられませんという部分なんです。それはそれで分かるんです。個別施設計画や総合管理計画は公共施設を対象として計画立てるから、当然そうなるわけです。

ところが、もう一方で、まちづくり全体というふうに考えた場合に、防災の問題を端的に出しましたけれども、やっぱり、例えばこの地域には民間の要するに自治会所有の公民館とかいうものもあまり期待ができないと。そうすると、公共施設、技術上の評価とか費用対効果という点から言えば、もったいない、もうこれは廃棄だよねというふうになったとしても、例えば防災計画上の穴がそれによって余計深まってしまうのであれば、もう一回ちょっと考え直そうよという、その上位計画から個別施設計画、公共施設総合管理計画についてもちょっと見直していくというような視点が必要だというふうに思うんですね。

それは、計画だから、公共施設個別施設計画や総合管理計画だからもう仕方がないでしょうという面は分かるんですけども、それだけで押し切っていってしまうと、町づくりの将来像ががたがたになっていかないか。

だから、総合管理計画、今年度策定しますが、そういう個別施設計画を踏まえて総合管理計画を立てるときに、上位計画からの三宅町の長期的将来像にとっての必要性というのをどうその中に組み込んでいるのかという仕組みが必要だと思います。そういう上位計画を管轄している部局から、個別施設計画や総合管理計画に対してこういう意見をまとめて提案するとか、あるいは、それを協議する場を持つとか、そういうことが必要ではないかと考えます。

が、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、渡辺議員からありましたけれども、渡辺議員もおっしゃるように、個別施設計画とこの計画の位置づけということは理解されているというところで、認識を私も今、議員からいただいたかなというふうに思います。

また、別の計画で、例えば、渡辺議員が出されたように、防災の面においてのことに關して言うと、地域防災計画でそのあたりをしっかりと考えて、この地区はこういう公共施設ないけれども、どういうふうな避難計画をつくるのであったりとかいう、他の計画としっかりとリンクしていくということが大切であるというふうに思っています。

また、協議の場というところでございますけれども、各現場において、課題において、予算編成とか予算の要求時において、そのような課題を持って施策の展開というところで、また予算ヒアリング等でそのような課題の認識という、協議の場というところもさせていただいているというのが今の現状かなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） そういう上位計画を管轄する部局から個別施設計画や総合管理計画を見直すという視点をやっぱりぜひ持ってほしい。それを予算協議の場であるなり何なり。そういうふうにしないと、穴が空いていっちゃうんじゃないかなという気がします。

回答の中でも、上但馬の状況や小柳の状況については回答いただいて、そのとおりなんです。やっぱり曾我川、飛鳥川に囲まれたエリア、三宅町の東側は文化ホールもあるし、M i i M o もできたし、高等技専もあるし、鉄筋の避難場所というのはかなりあるんですけども、それでも、東屏風団地から避難するときには水があふれて危なかったとかそういう話もありますけれども、やっぱり問題は西側で、回答にもあるように、緊急避難の指定避難所がないという状況があります。

そういうものをどうするかというのが、例えば、今言ったような話だと思うんですね。防災計画を担当している現課から——総務部ですかね——から個別施設計画や総合管理計画をまとめていく過程で、どう考えたらいいのかと投げかけながら協議していただくということが必要だと思う。

すみません。ここからが質問です。

例えば、小柳地区や但馬地区、上但馬地区の避難所をどうするかという問題について、もちろん行政としてこういう考えをとというのは必要だと思うんですけども、もう一方で、や

っぱり住民との対話、その当該にいる人たちが自分たちでこの状況を何とかしなきゃいけない、そういう住民との対話、住民も参加して一緒に案を、策を寄せ合いながら、何か実現可能な道はないか、それは、そこにおける公の役割、地元住民の役割を突き合わせながら、何か策を見いだしていくというそういうような取組を、もちろん地元自治会からの提案もあるでしょうけれども、行政の側からも、地元とそういう対話を投げかけていくというそういう関わりも必要ではないかと考えますが、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そちらにおきましては、上但馬自治会もそうですし、小柳自治会ともまちづくりトークという形で私自身が直接住民さんのところへ出向かせていただいて、対話の場というところもさせていただいております。また、その中で、本当に今の防災の観点のご意見等々、直接住民さんの方からいただいたこともございます。

小柳地区におきましては、ハザードマップ上で浸水しない地区というところもあるということもありますので、そういった場を活用して、何かあったときはこの場所は沈まないよとかいう情報の共有をさせていただいたり、僕たちも知らなかった地元の方しか知らなかったこととかもいろいろと勉強させていただきました。

また、上但馬地区におきましては、そういったところの避難所がないという課題も直接いただいたところで、このような、先ほど回答させていただいた、消防団と、また自主防の方々と連携して、緊急時における閉鎖している施設の活用であったり、消防団詰所の活用ということも、住民さんの意見を受けながら検討して進めてきているというのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 町長がせっかくまちづくりトークで直接じかに住民からいただいた声ですから、政策に生かして、具体的に町民から意見をもらいました。行政がそれにお答えしますという、それで解決できる問題はいいと思うんですけども、こんな大きな問題になると、やっぱり行政と地元住民が協議しながら一緒にやっていくというそういうものが必要だと思うので、町長がまちづくりトークでいただいたような意見を、ぜひ一緒に政策立案していくというそういう仕組みづくりにつなげていってほしいと思います。

そういうことで、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ただいま議長にお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

再質問は自席にて行わせていただけたらと思います。

私のほうからは、2点です。

まず、1点目、三宅町交流まちづくりセンターM i i M oのグランドオープンについてです。今までとは違うイベントとは？ということで質問のタイトルをつけています。

今回の12月18日と19日に三宅町交流まちづくりセンターM i i M oのグランドオープンが予定されています。今までの形態とは違うというふうなことを考えていると聞きます。文化祭のことかなと勝手に思っていたんですが、今までと違うイメージで行うというようなことが聞こえてきました。関係人口を含めた住民さんたちの活躍の場というコンセプトを実現するためのこれから長い長いマラソンの本格的なスタートというふうに私は捉えております。

今まで、名のある人を呼んで行う、継続性のない1回きりのイベントとは違うのではないかと想像しているんですが、グランドオープンイベントとはどのような発想に基づいた内容になるのでしょうかというのが1点目です。

2点目です。県立大学誘致についてです。

今後の教育の在り方についてというようなタイトルで質問させていただきます。

先日、11月5日に奈良市内で奈良県主催のスーパーシティ構想の説明会がありました。ここでは、大和中央平野プロジェクト、三宅の県立大学誘致を含む磯城3町の動きの拡大版であるという認識を私は得ました。

新しい大学についての話も、慶應義塾大学の名誉教授矢作恒雄先生という方から講義、お話がありまして、県立大学誘致が行われる我が三宅町においては、地元での教育を考えるよい刺激に、私は、なりました。

そこで、質問です。

私は、矢作教授の話は、明治以来の何か正解があってそれを覚える教育ではなくて、未来は答えのない世界が広がっており、自分で考え、自分で答えを出していくことのできる人材を育てる教育が必要だ、そんな話だったと理解しました。現在の三宅町の教育機関においてそのような教育が行えるといいなと、行えると理想的に思います。

未来を視野に、町長及び教育長のお考えを聞かせてくださいという内容です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員からの２点の一般質問につきましては、まず、交流まちづくりセンターM i i M oのグランドオープンについては、私が回答し、次の県立大学誘致についての今後の教育の在り方については、教育長より回答させていただきます。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oは、本年７月のプレオープンを経て、いよいよ12月18日、グランドオープンを迎える運びとなりました。議員の皆様におかれましても、M i i M o建設の構想段階当初から今日に至るまで、多大なるご支援を賜りましたこと、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

さて、グランドオープン及び関連イベントにつきましては、これまでM i i M o建設に関わっていただきました町内外のたくさんの方々への感謝とともに、これからM i i M oを知っていただきご利用いただくため、「ありがとう、これからもよろしく」をメインコンセプトに据え、さきに議員お述べのように、継続性のない一過性のものではなく、M i i M oの特性を生かし、M i i M oの将来性や発展性につながるようなイベントを提供するため、現在、各種準備を進めているところです。

つきましては、常日頃からM i i M oをご利用いただいておりますM i i M oクラブ会員の皆様を初めとする地域住民の皆様方にもこの趣旨をご理解、ご賛同いただき、本町と一緒におもてなし役の裏方として、グランドオープンにご協力をいただけましたら幸いです。

なお、ご質問にございますオープンイベントの主なものを列挙いたしますと、グランドオープン当日の12月18日には、午前中に町内外から来賓の方々をお招きして記念式典を挙行之、その後、「ソトコト」編集長の指出氏をお招きし、M i i M oを拠点とした今後の町づくりにもつながる内容を基にした「まちを幸せにする場所のつくりかた～関わりしろとは？」をテーマに基調講演と、本町のコミュニティプロデューサー２名によるクロストークを開催予定です。午後からは、館内と屋外広場の両方で地元中学校の吹奏楽部を初めとする音楽演奏のほか、プロによるサンドアートやサイレントパフォーマンスショーを開催予定です。

また、M i i M oオープン後初の試みとなる夜間イベントの開催を予定しており、出張シェフによるまちキッチンを利用したディナーショー、こちらにつきましては、ご好評につき既に定員に達しており、予約申込みは完了させていただいています。

また、屋外広場にたき火やテントを設置し、来場者同士が自由に語り合えるフリースペースを設け、共有空間を演出いたします。

12月19日には、子供を主体とした町づくりワークショップや130種類以上の日用品を用いて音楽を奏でるユニットによる音楽ワークショップを中心に、朝から夕方まで、館内及び屋外広場において、学び、楽しみ、交流いただけるイベントの開催を予定しております。

なお、両日とも、Mi i Mo 食堂やキッチンカーの出店者から軽食からスイーツに至るまで様々な食のメニューを取りそろえ、ご提供いただける予定です。

以上につきましては、次月号の広報紙の折り込みチラシほか、Mi i Mo ホームページや各種SNSでも随時情報発信しておりますので、併せてご覧いただけましたら幸いです。

なお、今後は、このグランドオープンを契機とし、本町の将来像として掲げる「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」の実現に向け、Mi i Mo をビジョン・ミッション・バリューを体現できる場所として、また、多様なつながりとやりたいを育む場所として、町づくりの取組を進めてまいります。

○議長（辰巳光則君） 澤井教育長。

○教育長（澤井俊一君） 続いて、私のほうから一般質問にお答えをいたします。

まず、県立大学誘致に伴って三宅の教育の在り方はとの表題を頂戴しておりますので、ここからお答えをさせていただきます。

結論から申し上げますと、大学誘致の方向で動き出しているとの認識はしておりますが、新設される学部の内容も情報工学系というだけで、まだまだこれから議論されていくように聞いております。

お答えできることには限りがあることをお断りした上で、私の希望を述べさせていただきます。

本町の子供たちにとって、地域内に大学という学びやがあって、学生が通う姿を身近に感じながら生活することは、将来、自分も大学に行って学ぶんだという姿を思い描くことになり、よりよい教育環境を提供することになると考えております。

また、住民の皆様にとっても、大学のリカレント教育講座など、生涯にわたって学び続けるという生涯学習環境に好影響を及ぼすものと期待しております。

大学との交流としてですが、ICT分野においては、案外中学生のほうが進んでいることもありますので、子供たちが時折大学の授業を受ける機会を得たり、大学の出前授業を受けたりといったことも期待したいですし、子供たちと学生との交流や教職員の研修を大学の先生にお願いしたりと、いろいろ連携の道を探っていくのではないかと期待をしております。

例えば、東北大学脳科学の川島教授は、仙台市とコラボをして、子供たちの実証実験で得

たデータを保護者に公表しながら、学びの質について脳科学の観点から市民に提言をされています。

そのような連携も現実には行われておりますので、本町においても、様々な方法で連携できることを期待しているところです。

次に、未来を視野に入れて教育についてどう考えているのかという質問ですが、ざっくりと言えませんが、これまで日本の教育は、将来生きていく上で必要となる力、いわゆる問題を解決するための知識や技能などの力を基礎学力と称し、主に学校教育の中で教えてきたわけです。議員のおっしゃる、正解が先にあり、それを覚える教育というのは、そうした教育形態のことをおっしゃっているのではないかと思います。これまで日本の教育についての評価は研究者にお任せをするとして、一方で、日本が世界一のものづくり大国になったということも事実としてあるわけです。もちろん、死に物狂いで歯を食いしばりながら働いてきた先人たちの姿がそこにあることは言うまでもありません。

中央教育審議会が、令和の日本型学校教育の構築を目指してと題して取りまとめられたものがあります。その中では、令和の日本型学校教育に関して2つのキーワードがございます。1つは、個別最適な学び、もう一つが協働的な学びです。私なりに解釈をしておりますのは、これまでの一斉授業での知識注入型ではなく、まず初めに問題を設定し、その問題を解決するための知識や方法を自ら主体的に求めていく、そのことで考えを深めていく学び。それと、その問題解決の過程で、人との議論したり協働しながら解決に導いていく、いわゆる対話を主とした深い学び。前者がICTなどを活用した個別最適な学びであり、後者がコミュニケーション力を活用した協働的な学びのことだと私は受け止めております。

黒板を前にした一斉授業は、恐らく近い将来、見られなくなるかも知れません。流動的なグループでの対話的、協働的な学習と個別の主体的学習が中心となって、教師は学びを支援する伴走者の役割を果たすことになるのではないかと考えております。

ただし、これまで日本の学校教育は、学習指導だけではなく、生徒指導の面でも大きな役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握した上で、知・徳・体一体型の教育を行っております。このことは、諸外国からも高い評価を得ているという側面もございます。私自身も、この日本型の学校教育は、これまでの日本の国の在りように大きな役割をはたしてきたものと考えております。

未来を視野に入れた教育においても、この日本特有の教育理念は、形を変えながらも必ず次につなげていくべきものとの考えを持っております。これからの100年、予測不可能な未

来に生きる子供たちの学びはこれまでとは全く違うものになると言われておりますが、これから先の三宅町の教育を創造する作業は、今まで以上に多様な方々を巻き込んでの議論を必要とする、そのことだけは確かなことだと申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） それでは、森内議員、再質問。

森内議員。

○6番（森内哲也君） ご回答ありがとうございます。

再質問させていただきます。

M i i M oのほうからです。

私がこういった一般質問をしようと思ったのは、グランドオープンのイベントの趣旨というのかがちょっと、M i i M o建設当初の住民さんのやりたいことを応援するとか、それぞれの活躍の場ですよみたいなところとちょっとずれているのかなと思った、何か違和感があったので、質問をさせていただいたということなんですが、今、説明をお聞きさせていただいた感じでは、「ありがとう、これからもよろしく」というのがメインコンセプトということですけども、「ありがとう、これからもよろしく」というのは、関わってくださった、それこそ設計士さんとか建築の方とかプロジェクトチームで入ってくれた住民さんとか、割と特定されている方への「ありがとう、これからも関わってね」なのかなというふうに思ってたんですが、それはそういう考えでいいのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） そうです。おっしゃっていただいていますように、具体的には、その設計士さんとか建設作業に携わっていただいた業者の方という方々もいらっしゃいますけれども、それだけにはとどまらずに、地域住民の方々含めまして、ありがとうというコンセプトの中の気持ちというのはございますし、まだまだ町内だけでもご利用いただいていない、M i i M o自身をご存じない方々もいらっしゃいますので、このグランドオープンを通じて、そういう方々にも周知、利用していただきたいという思いもございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 中央公民館が壊されてM i i M oができたんですけども、中央公民館使えない間は、当然、ごめんなさいね、使えなくてごめんなさいね、我慢してくれてありがとうねとか、文化協会なんかは月2回使えたけれども、M i i M oになると負担、使用料払ってくださいね、ご理解してくれてありがとうみたいなありがとうもあるので、広く一般

的に住民さんとかに対するありがとう、これからもよろしくねというふうな理解で僕は元々思っていたんですけども、説明聞くと、何か割と絞って、ありがとう、これからもという感じは受けたんです。

というのも、町と一緒におもてなししてください、裏方として手伝ってくださいねみたいな感じの応援要請とかもあったので、裏方ということは表方があって、じゃ、表方って誰やねんみたいな話になってくると、そこ、住民さんかみたいな感じを受けちゃうんで、ちょっとコンセプトが、言っていることはよく分かりますけれども、何かやっていること違うんちゃうんという違和感が非常にあるんですが、「ソトコト」の方とかも来られて、それこそ、住民さんに話聞いていただけると非常にありがたいというので、いや、これはもう絶対住民さん聞いてねとかというアピールの仕方とかもあるんですけども、いやいや、裏方やってみみたいな話を聞くと、あれっとかと思うんですが、何か、どうなんでしょうか。私、個人的には楽しみにしています。ただ、でも、それって何かおもしろいことやってくれるわ、楽しみやなとお客さんの楽しみなので、知ってもらえるという意味では、住民さんをもてなすという感じでイベントやられるのも全然いいんですけども、それってM i i M oのコンセプトじゃないですよ。活躍の場じゃなくて、自分のこととして関わってくれというところなので。何かそのあたりを考えてくれているのかなというのが、非常に不安視しているというか、と思っておりますが、いかがでしょうか。

これからの継続性じゃなくて、ごめんなさい、継続性があるって、一過性のものでなく、M i i M oの特性を生かしてつながるようなイベントを準備しているところですよという回答をいただいたんですけども、それは、じゃ、オープンイベントはオープンのとき1回こっきりなので、そこはちょっと弱いんです。それはオープン終わった後に考えますというふうな意見というか考えとして捉えたんですけども、それはそれでいいですか。いやいや、オープンのときから継続性考えていて、何かサンドアートとかしてくれるところに住民さんに実は教えろというそういう考えもあるねんとかというのがあれば教えてもらいたいんですけども、どうしても一過性のイベントでという、オープンに関してはね。それはそれでいいんですよ、オープンのときって1回しかないから。いかがですか、その辺は。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今の森内議員への回答ですけども、まず、M i i M oクラブの会員様にスタッフとして一緒に盛り上げていただくというのが今回の趣旨でございます。M i i M oクラブというのは、M i i M oの主体的に活動していく、うちの職員と同様のメンバー

として捉えていますので、そういった方々を裏方というか、表というよりは一緒に自分事としてM i i M oの運営のほうをまず一緒にやってほしいというのが、今回のM i i M oクラブの方々への趣旨でございます。

そして、また、先ほど竹谷部長からも回答ありましたが、今まで利用していない方や、これからこういうM i i M oを知って、自分たちにこんなことができるんだということを知っていただくことによって、この場所でこんなことができるかもというところも、またこのイベントを通じて見つけていただくことによって、またM i i M oクラブの方々とつながったりすることによって新たな交流が生まれたり、新たなやりたい、それを実現していくための種を見つけるような、この2日間のまずきっかけになればいいかなというふうに考えているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ちょっと何につけても、M i i M oクラブ会員なんていうのもできたばかりで、ちょっと僕も理解していないところがあるんですけども、要するに、住民さん全員に裏方としてやってくれと言っているんじゃないくて、M i i M oクラブ会員に登録してくれている方はM i i M oでやることを一緒に盛り上げる分担で、そういう会員規則にもたしか書いてあったので、そういう意味で手伝ってくれと、そういうことですよね。ほかの住民さんには言っていないみたいな、そういう立場ですね、逆効果ですからね。はい、分かりました。

あと、オープンイベントの中で何か継続的に、それは今、町長おっしゃったのは、見て、ああ、こんなこともできるんやぐらいの、おもしろいな、俺もやってみたいなという種がぼっと気つきゃええかなぐらいの軽い回答で、何か見て、俺もやろうとかと思う人は、別に三宅で見んでもどこかで見てもやりよるやんと思うんですけども、何かそういった参加型みたいなところは特にはないんですか。あんたもできるよ、こういうの、みたいな、このイベントの内容に関して。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） そうですね。今後の広がりを見せられる可能性として、先ほど町長のほうから答弁させていただきましたまちキッチンの今後の展開につながるような、今回でしたらディナーショーという形ですけども、おかげさまで、これ好評で、早期に予約満員、今、完了させていただいているところなんで、これを今後どういう形で事業展開していけるのかというも一つの目玉としてなり得る可能性もございますし、

あと、新しいところでは、今回、芝生が整備されまして、その試金石になるイベントとしてたき火と、あとテントを設営させていただいて、そういうフリースペースを設けて、語らひ合えるような共有空間というのをつくり上げて、交流を深めていただきたいというようなコンセプトでやっておりますので、そういうところから何か気づきとか発見をしていただいて、今後新たなイベントの展開につなげていけるようなものになればいいかなというふうには考えております。

○6番（森内哲也君） ディナー、フレンチの方が来ていただく、そのことですよね。ということは、そこで食べて、予約取って、俺らも、分からへんけれども、何か、じゃ、僕らもディナー会しようみたいな応募があればオーケーですよ、できますよというのを見てもらうというふうに理解しました。

じゃ、逆に、たき火、テント、おもしろいやんと思います。俺もたき火したいわ、僕らもやろうや、テントでお泊り会みたいなのも、住民さん声かければオーケーでいいんですか。このオープンイベントだけの企画です、安全性があるんでとかというのはならないというふうに、今の回答を聞いて思ったんですけれども、大丈夫ですか、そこは。やりたいと言われたらオーケーするという理解でいいですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） それと、すみません、ちょっと1つ説明として大きな点、漏れ落ちてしおりましたのが、今後、そのイベントを実施する、何か事業を実施するという方向性を決めるに当たりましては、一番M i i M oの運営主体になり得る運営委員会のほうで、今後きちんとした形で意思形成を図ってまいりたいというふうには考えておりますので、そこを通じてそういうお声をいただきましたら、きちんとそこで諮っていただきまして、ルール上問題ないかというところと、もしルール改正がそこで必要であれば、それも議論していただきまして具体化していくというような方向性で考えさせていただきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） そういう住民さんが主体になってやる運営委員会で決めたことをなるべくやっていくというコンセプトは分かりました。

じゃ、今回のたき火とテントは、運営委員会とは別に、俺らやりたいからやって、今後中止されてもそれはしゃあないわみたいなふうには絶対ならんといってくれよと思いますけれども、その辺は大丈夫ですよ。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） そうですね。今回のそのグランドオープン
のコンセプトですとか内容につきましても、事前に運営委員会のほうには諮らせていただい
ておまして、10月と11月にかけて、そのあたり、運営委員会のほうで協議させていただい
て、同意いただいているというそういう過程はございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） はい、分かりました。

本当に何かちょっといろいろ揚げ足を取るような発言かも知れないんですけども、住
民さんの活躍の場になってほしいと本当に思っておりますんで、ちょっとそういう嫌らしい
というか、質問させていただきました。

あと、ちょっと困っている、これ、じゃ、活躍の場にならんかもというので、細かい話も
多分聞いてはるかも知れないんですけども、言うているけれどもどないなっているのか
みたいなの、ちょくちょく聞かれるので、この場を借りてちょっと質問してみます。

大階段のことです。非常にシンボリックでいいなと思うんですけども、下りるときに段
差の境目が分からんで怖いという、ちょっと年配の方やと思いますけれども、確かに階段な
ので、という意見があるんですが、そんな声も聞いているかとは思うんですけども、何か、
分かっているよ、対策するとかと、もう今、決まっているのであれば。それも運営委員会を
通すのかな、ちょっと分からないですけども。いかがですか。

○議長（辰巳光則君） ちょっと質問からはずれていますけれども。

○6番（森内哲也君） いえ、活躍の場にならんという意見を聞いているんで。

○議長（辰巳光則君） いやいや、ずれているけれども、答えてやってほしいということで。

○6番（森内哲也君） もしよかったら。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 大階段のそういう課題のほうは、町として
も把握、認識しておまして、ちょっと具体的な対策というのは、ここのこの場で申し上げ
ることはできないですけども、運営委員会上でもまた議題の1つとして今後上げさせてい
ただきたいとは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（森内哲也君） はい、ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、指名されてからね。

○6番（森内哲也君） ごめんなさい、はい。

あと、フリースペース、起業、非常に僕はいいと思っているんです。というのは、さっきの渡辺議員の質問にもあったけれども、やっぱり出ていくタイミングって就職のときやというのが統計上、政務活動費を利用させていただいた研修とか書籍でもそういうことが書いてあったんで。どこへ行くかいうたら、一極集中です、東京のほうに行くみたいな話なんで。

こういう田舎におっても起業できるよ、業を起こすほうね。何かフリースペース、住所を置いて事務所にできるみたいな話も聞いております。なので、もっとそういうところをアピールしてもらって、活躍の場になるようにとは思っているんで、何かそのフリースペースについての活躍の場にするもっと作戦とかがあれば、この場でちょっと考えでも聞かせていただけたらと思うんですけども。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 今、おっしゃっていただいているのは、フリースペースというのは、コワーキングのスペースということでよろしゅうございますでしょうか。

○6番（森内哲也君） ごめんなさい。非常に、言い間違い、そうです、そうです。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） コワーキングスペースにつきましては、9月1日から運営を開始しておりまして、まだちょっとフルオープンといいますか、完全な形での運営というのはまだ、試験的なところもございますけれども、今後、スタートアップヴィレッジの構想ともリンクさせながら、ちょっと町内外、特に先行している他府県の事例等も参考にしながら、そのあたり、効率的、効果的な運営方法については勉強させていただく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） スタートアップヴィレッジということは、大学が来るという、そっちのことですか。ちょっとスタートアップヴィレッジというのはどこに指しているのかよく、もうちょっと説明してほしいんですけども、

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 大和平野中央プロジェクトの県立大学を核としたスタートアップヴィレッジ構想というところもございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。すみません、いろいろ細かい話を出しまして。

M i i M o の話合いの当初に、何か販売ロッカーとか販売ブースみたいなのを設けたらど

うやみたいな案もあったように思っているんですけども、なかなか販売となるとお金の管理とかが出てくるのでどうなのかなというところもあって、何か立ち消えになっている感はあると思っていて、やらへんのかやるのかもちょっと分からないんですけども、それも住民さんの話かなと。

今現在、販売スペースといったらM i i M o 食堂で販売されています。時々僕も行かせてもらって買ったりするんですけども、何かそこで販売してはるんですから、そのブースのお店の方とかがこっちでフリーマーケット、隣ですとか何とか、前で何か売ってもええん違うのかとかという声も出ているようなんですけれども、そのあたりとかはどうでしょうか、何か売るということに関しては。

○議長（辰巳光則君） 森内議員も、通告出ているのはM i i M o のグランドオープンについて、今までのイベントと違うことはなので、かなりちょっともう相当脱線していつているので。

○6 番（森内哲也君） わかりました。ごめんなさい。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 食品以外、直営以外での物販販売の件ですけども、そういうお問合せのお声もいただいていることはございますけれども、現状、やはりまちキッチンで食の販売ということでございますので、環境衛生上の問題もございまして、そこはちょっと切り離してご遠慮させていただいているというような状況でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6 番（森内哲也君） ごめんなさい。ちょっと離れていっちゃっているんですけども、せっかく。それは、そしたら衛生上の問題で問題ありということやから、何かクリアできたらオーケーしてもええかなみたいなんですか。いやいや、もうまちキッチンは飯だけやみたいなことなんですか。それも運営委員会で決めたらええやんみたいな話、議題なのか、その辺はいかがですか。

○議長（辰巳光則君） 答えられるんやったら答えてあげてもいいし、もうあれやったら、もう次の別の機会でもいいん違いますか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 今の点ですけども、やはり食品を販売して提供するというところで、やはり法律上というか、もし万が一何かあったときには責任問題等々になりますので、その中での販売というのは厳しいかなというふうに思います。食品を製造する場所での販売とい

う部分では厳しいかなというふうに考えています。

また、別の場所で別の機会に何かというところであれば、また協議をしながら、できるだけ実現に向けて伴走していけるようにというふうには考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） すみません。暴走しました。しかし、いろいろ回答いただきありがとうございます。

教育長、回答いただいた件に関しては、ちょっと私のほうもあまりにもざっくりした質問だったので申し訳ないと思いながらも、希望とか、期待とか、現在こんな研究をされていますよとか、今までの日本の教育はこんな感じの土台でやっていましたとかって、現在、過去、未来でお話しいただいたので、非常にありがたいと思っております。

教育長の回答の最後にありましたが、大学が来るよと、我々の三宅町に降ってわいたような話なんで、これからの町づくりを考えていく上に、何かそういう大学来るよという視点を1つプラスしないといけないのかなという思いがあったんで、ちょっとお聞きしたというところもあります。

教育長の回答にも、いろんな人がいろんな議論、積み重ねていく必要がありますよねということで最後にあった、私もそのとおりだなと思いますので、今後、また県のその大学の話も具体的になってきた際には、いろんな話をする機会を設け、こっちで設けるのか、設けられるのか、ちょっと考えな、持たないといけないと思いますので、またご協力なり参考の話をしていただいたり、一緒にさせていただいたり、考えさせていただいたらと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 終わってよろしいですか。

○6番（森内哲也君） はい。

○議長（辰巳光則君） 本来ならば次の池田議員の質問に入るところではありますが、ちょっと早いですけれども、お昼前なので、一旦ここで会議を止めさせてもらって、再開は1時から再開したいと思いますので、皆さん、ご協力のほどよろしくお願いしておきます。

ちょっとここで休憩します。

（午前11時53分）

○議長（辰巳光則君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、選挙の公営掲示場についてであります。

総選挙が10月19日公示、10月31日投票で行われました。この選挙の公営掲示場が21か所になっていました。以前は三十数か所あったと思いますが、なぜ減らされたのでしょうか。公営掲示場は、立候補者の周知を図る唯一の方法です。どこでどのようにして、どのような理由で減らされたのか。

また、開票事務について、疑問票が出た場合、立会人は判断しなければなりません。ところが、今回の総選挙時には、疑問票の票にはどのように判断すればいいのか表明する箇所もありませんでした。このようなことは、今までの選挙事務が引き継がれていればすぐ分かることです。

選挙事務や各課の事務の引継ぎも同じであると思いますが、どのようになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、新型コロナウイルスについてであります。

新型コロナウイルスの感染者が少なくなってきました。政府も、天理市なども12月から第3回目の予防接種を行うこととされています。三宅町はどのようにされるのか、町長の所見を伺います。

次に、三宅町の令和4年度当初予算編成方針についてであります。

令和4年度当初予算編成方針が11月1日、町のホームページに掲載されました。それも町政情勢の財政の項目をクリックしないと出てこない仕組みになっています。これでは住民がすぐに見られないということにもなり、知られたくないということではないでしょうか。町長の所見を伺います。

編成方針のビジョンの第1は、自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン、第2は、皆さんの夢をかなえるための伴走者であり、共創者として共に成長し続けますとなっています。これで、具体的に令和4年度の予算編成方針が分かるのでしょうか。町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問を行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員からの３点の一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症について及び令和４年度当初予算編成方針については私が回答し、次の選挙公営掲示板等については総務部長より回答いたします。

では、新型コロナウイルス感染症についてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種については、９月１７日に開催された厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、実施時期は２回目接種完了がおおむね８か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。このことから、三宅町においては、令和４年１月末より集団接種を開始する予定としています。

接種券につきましては、１２月より医療機関にて追加接種が開始されることから、３月、４月に２回目接種が完了されている医療従事者を対象に、１１月に接種券を送付しております。住民の方に対しては、接種日が確定次第、順次ご案内する予定としております。

次に、令和４年度当初予算編成方針について、ご質問にお答えいたします。

令和４年度当初予算編成方針の本町ホームページ掲載に当たりましては、池田議員お述べのとおり、当初は町政情報のページ内に掲載しておりましたが、修正を行い、現在はトップページの新着情報からご覧いただけます。

本町には、住民の皆様には知られたくない等の隠蔽的な意図は全くございませんでしたが、一部誤解を与えるような形での公表となりましたことは誠に遺憾であり、これを教訓に、今後の本町の情報発信の改善につなげてまいりたいと考えております。

さて、改めて、当初予算編成方針につきまして、ホームページ上の公表内容をもう少しひもとき、補足的に説明させていただきますと、昨年度に策定いたしました三宅ビジョンの実現に向け、令和４年度を準備と対話を重点的に行う予算年度と位置づけ、第２期総合戦略の計画周期である令和９年度までを見据えた事業計画の組立てを行うために必要な予算を積極的に確保してまいりたいと考えております。

具体的には、総合戦略の４目標である人も町も元気になる仕組みづくり、町ぐるみで子供を育てる仕組みづくり、次世代につなぐ仕事の仕組みづくり、シビックプライドを醸成する情報発信、共有の仕組みづくりのいずれかにひもづく施策を基本とし、年度別プランの作成、先進地視察、各種研修会や検討会等の取組を進めるとともに、他方、総合戦略に記載のない既存の事業につきましては、本町全体の現状の業務量が最終的には１割から２割程度の削減につながるよう、段階的な廃止も視野に入れ、ＤＸ推進や事業内容の見直しを図ってまいり

ます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、住民の命と暮らしを守ることが最優先に、これまでの対応と同様、年度途中での補正予算対応も視野に入れつつ、令和4年度の予算編成に取り組む所存です。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 池田議員からの選挙公営掲示板等についての質問にお答えします。

なお、今回のご質問の内容は選挙の執行に関するご質問と思われますので、あくまでも町選挙管理委員会の立場としてご回答申し上げますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

まず、公営ポスター掲示場がどこでどのような理由で減らされたのかとのご質問でございますが、公営ポスターの掲示場の設置基準につきましては、公職選挙法施行令第111条の第1項の規定により、ポスター掲示場の総数は、当該市町村の各投票区の選挙人名簿登録者数及び面積により定められています。

本町におきましては、議員もご存じのとおり。令和2年6月1日付にて選挙管理委員会において投票区の見直しを行い、投票区を5投票区から3投票区に減少したため、昨年度の町長選挙以降、町内全域における公営ポスター掲示場の設置数は、設置基準における最大数である21か所となったものでございます。

なお、設置の場所については、当該投票区における居住地、交通等の事情を総合的に考慮し、選挙管理委員会にて定めることとされています。

次に、開票事務の引継ぎ等について、どのようになっているのかとのご質問ですが、議員ご指摘の開票事務における疑問票に係る投票の効力の決定に関する意見陳述を受ける際の処理方法に関して、さきの衆議院議員総選挙の開票作業中に立会人の方からご指摘があった事実は承知しているところでございます。

投票用紙を束にし、立会人に回覧する際の判別紙の様式については、もちろん法的に定められているものではございませんが、議員ご承知のとおり、選挙事務は厳正かつ円滑に行うことが最重要であり、常に事務処理の方法について課題と教訓を基に次の事務の改善に生かすことが大切であると考えています。

今後は、今回のご指摘事項も改めて見直し、町選挙管理委員会として適正な選挙の管理執行に努めてまいりたいと考えます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員、再質問。

○10番（池田年夫君） 今、町長と総務部長のほうから答弁ありました。その中で、まず公

営掲示板の設置について、一言申し述べたいと思います。

公職選挙法によって、投票区の減少について掲示板も減少することになる答弁がありましたが、公職選挙法第144条の2項で、前項の掲示板の総数は、1投票区につき5か所以上、10か所以内において政令で定めることにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合は、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができるかとされていますが、減じなければならないとは言っていない。事前に住民に周知することが大事だということを一言言い添えておきます。

次に、新型コロナウイルスの感染でありますけれども、奈良県の市町村の中で、予防接種者の3回目を行うと言っています。町の広報やホームページなどで住民に知らせることが必要であると思いますけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 広報につきましては、現在、町のホームページのコロナ関連ページのほうに、医療従事者向け、町外接種向け、町内接種の方に対して、接種券の送付についてのお知らせを掲載させていただいているところです。1月の広報のほうにも折り込み、もしくは掲載という形でお知らせする予定としております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） できるだけ早く三宅町でも3回目を行うということを住民に早く知らせていくということが、今後の感染対策としても重要じゃないかと思います。

そこで感染対策して、これから冬に向かうんだけど、新たなオミクロン株の拡大も予測されています。総務省は12日、自治体支援策を発表しています。その中に、原油価格の影響を受けている生活者や事業者に対し支援を行うとして、特別交付税を講じることにしています。生活困窮者への灯油購入の補助や、小口融資等を受けている方に対する10万円の給付が受けられるよう斡旋すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 副町長。

○副町長（金井壮夫君） 生活困窮者に対する特別定額の給付金のことについては、現在でも国のほうで、内閣のほうで議論されております。

また、今度の12月、国会等にも予算等かけるということで、そのあたりの枠組みとか事業のやり方については、ちょっとまだ現在、注視してまいりたいと思います。決まりましたら、またしかるべき町のほうの対応等、検討していきたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 国のほうで、こういうふうに各市町村に交付税を出しますよというふうに打ち出されているわけですから、具体的に町としても早くそれに対する対策を立てなければならぬというふうに思うんです。

そこで、三宅町の社会福祉協議会でコロナ特別融資が行われています。昨年の3月25日から令和3年11月24日までなんですが、緊急小口融資が74件で1,390万円、総合支援資金融資が67件で3,550万円、総合資金融資が38件で2,025万円、再貸付が43件で2,370万円、合計222件で9,335万円となっています。また、毎月の新規貸付けのそれに対する累計は77件となっています。このような事実をご存じでしょうか。

そして、昨年度の三宅町の施策を見てみますと、三宅町内で昨年度、国からの個人事業主への支援策、緊急雇用創出事業で2件、177万1,000円、雇用調整助成金活用促進に係る助成金は1件で40万1,000円、事業者家賃補助金は5件で55万8,000円となっています。生活困窮者や中小企業者が生活営業に困っていることが、これでははっきりしているのではないのでしょうか。国の対策の利用実態を調査されているのか、そして、町独自の対策はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 1点目の社会福祉協議会の貸付けの現状を把握しているかというご質問ですが、私自身が社会福祉協議会の会長でもありますので、その点については承知をしているところです。

また、貸付けについて、当初はかなりの件数が殺到していますが、昨今におきましては、貸付けのほうの申込みというところもだんだん件数としても減少傾向にあるというふうに報告を受けているところでございます。

また、事業者の支援というところに関しましては、国からの個人事業主への支援に関わるもので、町が経営するものに関しましては、迅速かつ適切に対応しているところでございます。

また、町独自の対策としましては、臨時交付金を活用した事業者支援のほか、商工会やスポーツ組合への補助金による支援が挙げられます。また、今年度は特に野球グローブ生産100周年のメモリアルイヤーであることから、記念イベント等の開催の支援や広陵町と大和高田市が共同で設置したビジネスサポートセンターK o C o — B i z を活用した事業者相談の斡旋等を通じた支援等々を行っているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、町長が述べられていたんですけれども、その支援は行っているけれども、その支援を利用されている方はどのくらいあるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 町長のほうから、町の独自の対策として、広陵町と高田市さんが協同で設立したK o C o—B i zのお話を挙げさせていただいたかと思うんですけれども、今、こちらのほう、産業振興のほうでは、承知している限りでは、町内で4事業者さんが毎月、K o C o—B i zのセンターのほうに相談に行かれているというふうにお聞きはしております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員、通告のところは、ワクチン予防接種のところやったんで、ワクチン全体ということは、細かい数字とかは答えられないところもあると思いますので。

池田議員。

○10番（池田年夫君） そういう2つの例を挙げたんですけれども、具体的には、やっぱり一番最初のところでも提起したんですが、総務省自身がそういう生活困窮者、あるいは事業者に対して支援を行うということを指示しているわけですから、それに伴った施策を町でもやる必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

次に、来年度の当初予算編成方針についてでありますけれども、答弁の中で、総合戦略に記載のない既存の事業については、本町全体の現状の業務量が最終的には1割から2割程度の削減につながるよう段階的に廃止を視野に入れ、D X推進や事業内容の見直しを図ってまいりますというふうに答弁あったんですけれども、具体的にどのような事業を予定されているのか、明らかにしてください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 1点目の3、生活支援の対策については、臨時交付金を活用したお買物券の発行や、またマイナンバーの申請に伴うお買物券というところで、生活の支援に役立っているという声をたくさんいただいているところでございます。そちらのほうに関しては、また、趣旨を理解した上で、議会のほうもご賛成いただいて速やかに対応できたことを、この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

2点目についての予算編成方針のところなんですけれども、これは、あくまでも編成方針でありますから、当初予算の編成において、ヒアリング等々でそのようなところをしっかりと審査していくと、精査していくということで、各課、これを意識してまず予算の要求を行って

いただくということを主眼としておりますので、これから各課から上がってきたところを、
こういう指針に基づきしっかりとヒアリングを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） これからヒアリング等で明らかにしていくということなんですけれども、来年度の予算編成のあの文書を見ただけでは、三宅町の課題が実際見えてこないということなんですけれども、町長自身は、三宅町の課題はどこにあるのかということをはっきりとにしたいと思います。

それで、僕の一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

町長、何か。

○町長（森田浩司君） 課題におきましては、第2期の総合戦略の策定時において抽出されました課題等々が挙げられるかなと。それを基に、今回、総合戦略のほうもつくらせていただいております。

そのとき挙がってきた主なものとしては、人口流出や少子高齢化、空き家の問題、また耕作放棄地の問題、農業の担い手不足や地場産業の後継者不足等々が挙げられております。

○議長（辰巳光則君） よろしいですね。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。
大きく分けて3点あります。

1点目、大和平野中央スーパーシティ構想について。

さきの11月5日に、奈良県の主催で大和平野中央スーパーシティ構想コンソーシアムキックオフ会議が開催されました。キックオフ会議では、県の描く構想、目指すものが端的に示され、キックオフにふさわしい内容であり、よかったと思っております。

私なりにまとめますと、県立大学の設置をスタートアップヴィレッジというものに結びつけるということ、大和平野中央プロジェクトを国のスーパーシティ構想と連携させた動きとすること、また、これらに付随して、県立大学の開設時期を2024年から2031年にする

ということとっております。

ここで、スタートアップヴィレッジのスタートアップは起業を意味し、起業を支援する町づくりを目指すということのようです。

町としては、ぜひともこの機会を利用して、今ここに住む住民が、ここに住んでよかった、住み続けたいと思う町づくりにつなげていっていただきたいと思います。

そういった観点から、以下2点をお聞かせください。

1、この機会を活用することでの町長ご自身の町づくりのビジョンをお聞かせください。県の目指すものと町の目指すものというのは別じゃいけないと思うけれども、町が目指すものは何かありますかという質問です。

2番、本県、国のスーパーシティ構想との連携に伴って、大学の建設、設置のみならず、町づくり、町行政、住民自治といったところまで県や企業が関係してくることになると思われます。そういった中で、この企画に対して、三宅町の住民がどのように参画していくのか、町行政として住民の参画への道をどのようにつくっていくのかをお聞かせください。

続きまして、2点目、Mi i Moのグランドオープンセレモニーについて。

次に、来る12月18日に開催されるMi i Moグランドオープンセレモニーについて質問します。

Mi i Moについては、広場の整備も整い、今後の集いの場として住民の期待の高まりを耳にする今日この頃ですが、18日のグランドオープンセレモニーの開催に当たって、次のような言葉を耳にします。それは、Mi i Moのグランドオープン、今までの文化祭のような雰囲気にはしたくない。三宅町内に限らず、町外から人が来て、三宅町はよくなったな、おしゃれだなと言われるようなセレモニーとしたいというコンセプトでグランドオープンセレモニーを企画するといったものです。

そこで、町長にお伺いします。

今回のグランドオープンの趣旨はどのようなものでしょうか。その趣旨はどういった過程を経て決定されたのでしょうか。その際に、住民の声はどのように反映されたのでしょうか。内容は違いますが、取組手法としては、さきの質問——スーパーシティの質問ですね——におけるスーパーシティ構想への住民の参画にも関連することとしますので、そういった観点も踏まえてお答えください。

3点目、三宅町公共施設個別施設計画。

次に、令和3年3月に作成された三宅町公共施設個別施設計画について質問します。

これは、平成29年3月、平成30年10月に策定された三宅町公共施設等総合管理計画に示された総合的な管理に対する基本的な考え方に基づいて、個別施設ごとに具体的な取組を実践していくための計画であると認識しています。

総合管理計画では、基本方針として、公共建築物については、必要なサービス水準を確保しつつ——途中略——整備や維持管理のコスト削減を図ります——次、88の中段——とあり、その後も、公共のサービスを吟味して維持する旨がうたわれております。

総合管理計画が作成された際には、必要なサービス水準的には削減の余地はなく、財政的にはどこまでは絶対削減する必要があるのかが何も記載されていないと指摘させていただきましたが、そのとき、それはこの先の個別計画の中で明らかにしていくといった回答に終始していました。

今回、それを受けた個別施設計画が作成されました。その中には、個々施設ごとに利用状況がどうなっていて、どれだけのサービスを維持していくかと、サービスの維持した上でのコスト削減の方策が吟味されているものと期待しておりました。

そういった観点で今回の個別計画を見せていただくと、残念さを拭い去ることができません。

問題と感ずるのは次の2点。

1、ほぼ全ての施設に対して必要なサービス水準の吟味がなされていない。必要性を個々に再吟味して、統廃合を検討すべきではないか。

2、コスト削減について、長寿命化のために、単純更新パターンを長寿命化パターンに代えて概算事業費がどうなるかを一律に計算して比較されているものの、今回除却（用途廃止・除却）を決定された施設について、更新、建替え、長寿命化、単純更新の比較がなされていない。特に、除却との方針を打ち出したものに関しては、単に築年数と構造で一律に更新費用を見積もるのではなく、サービス水準に合わせた更新費用を見積もった上で除却を決定すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

これは、今回、地区の公民館分館だったものや老人憩の家が軒並み既定の耐用年数で用途廃止、除却となっていることについての意見ですが、同様に、施設総合管理計画の段階で既に対象から外されている各地区の公民館分館だったところについても同様です。町長の見解を伺います。

また、施設管理全体の比率から見ると、大きなところとして公営住宅があります。公営住宅の在り方について、さきの質問でスーパーシティやスタートアップヴィレッジの構想があ

りますが、それと合わせた施策等ありましたら、ご紹介いただければと思います。

再質問は自席でやらさせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大和平野中央スーパーシティ構想のご質問にお答えいたします。

県が国のスーパーシティ構想の第2次募集に提案しようとする大和平野中央スーパーシティ構想は、本町と県が連携して進める大和平野中央プロジェクトと関連する周辺エリアの施設整備、運営を一体的に捉え、未来都市の実現を目指すものですが、同構想の実施により、若者の県外流出の抑制、県内企業の人材確保、県内の若者、女性、高齢者の再教育、雇用の場の確保、世界に通用する人材育成を図るとともに、子供から高齢者に至るまで健康で健全な生活の維持向上を図ることを目的としており、それらは、本町が掲げる三宅ビジョン実現のための取組とも合致するものでございます。

今後、本町での具体的な取組の主要なテーマは、既にご承知のとおり、県立大学工学系学部を核としたスタートアップヴィレッジでございます。現在、県において、県立大学新キャンパス設置に関わる基本構想と計画が策定作業中であることや、用地の買収に関わる測量がこれから進められるとのことで、具体的な町づくりのビジョンをこの場でお示しすることは困難でございますが、まずは、町づくりの土台となる用地買収を早急に進めることが、本町としての最重要事項であると認識をしております。

しかしながら、現時点から少しずつスタートアップヴィレッジによる町づくりの土壌を整えていく必要もあるものと認識しているところであり、本町と県との協働により、この構想の具体化を進めるに当たっては、一般的な企業誘致による大規模開発が伴うようなものではなく、古来、先人より守り継承されてきた、今ある田園風景や慣習を残しつつ、そこに細心のテクノロジーを融合させることで、生活の利便性を飛躍的に向上させるとともに、全国で2番目に小さい町である本町の特性を生かし、様々な分野におけるユニークな人材を集積させることにより、新たな交流人口を創出し、町全体の活性化、ひいては三宅ビジョンの実現や過疎脱却につながるよう、全町総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、地域の皆様方とは、今までにもまちづくりトークやタウンミーティング等を通じて本プロジェクトへのご意見等を頂戴し、県へもそれらをお伝えしているところですが、今後とも都度、意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

続きまして、M i i M oのグランドオープンセレモニーについてのご質問にお答えいたします。

松本議員のM i i M oのグランドオープンに関するご質問につきましては、先ほどの森内議員のご質問と重複する部分もございますので、これからの答弁いたします内容につきましても、重複部分がございます点、まずはご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、M i i M oはさかのぼって、建設構想段階から今日に至るまで、町内外を問わず様々な方々から多大なるご支援をいただき、来月のグランドオープンを迎える運びとなりました。本町としては、これまでご支援いただいた皆様方へ感謝を伝えるとともに、M i i M oをまだご存じない多くの方々にM i i M oを知ってご利用いただく機会を提供するため、「ありがとう、これからもよろしく」をメインコンセプトに唱え、現在、グランドオープンの準備を鋭意進めているところです。

今回のメインコンセプトの決定に至る過程につきましては、4月のプレオープン以降、まず、庁内で議論を重ねてコンセプト案を固め、それを地域住民の代表である地域コーディネーターの皆様が中心となって構成されるM i i M o運営会議に諮らせていただきました。松本議員もご承知のことと存じ上げますが、このM i i M o運営委員会は、運営体制上では最上位に位置する意思決定機関であり、同委員会においては、ご議論の上、メインコンセプトを決定していただいたことから、その後、メインコンセプトに即したイベント案を企画立案し、再度、同委員会での議論を経て決定いただきました。

したがいまして、このメインコンセプトを基に、常日頃からM i i M oをご利用いただいておりますクラブ会員の皆様方を初めとする地域住民の皆様方におかれましても、この趣旨にご理解、ご賛同いただき、本町とともにおもてなし役の裏側に回っていただき、グランドオープンにご協力いただけましたら幸いです。

なお、今後は、このグランドオープンを契機とし、本町の将来像として掲げる、自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウンの実現に向け、M i i M oをビジョン・ミッション・バリューを体現できる場所として、また、多様なつながりとやりたいを育む場所として、町づくりの取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、三宅町公共施設個別施設計画のご質問についてお答えいたします。

個別施設計画では、現行の行政サービスの水準を確保する前提の下、あらかじめ各所管課へ事前確認、調整の上、本計画を策定しておりますので、サービス水準が低下することはないものと考えております。

また、コスト削減につきましては、中長期的な観点から見れば、保有施設に対する維持管理経費の負担が継続的に必要となるため、用途廃止、除却による全体コストを抑えられるというのが基本的な考え方でございますが、とりわけ用途廃止、除却を決定した施設におきましては、用途廃止、除却時点で所要の目的は達成されており、他に存続する類似施設があれば、現行サービスを維持確保できるものと考えております。

しかしながら、ご指摘のとおり、実際に施設の用途廃止、除却の検討を進めるに当たりましては、行政サービスの水準確保は非常に重要な課題として認識しているところでもあり、今後、行政サービス面での分析評価の実施も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

最後に、公営住宅の在り方につきましては、公営住宅法に定められる地方公共団体の供給目的のうち、本町の町営住宅に求められる役割について、また、将来の管理コストや規模の適正化について、国・県と協議を始めたところでございますが、今後、現在の居住者に安心して住居を提供することを第一の目的とし、将来の管理コストや適正化を進めていきたいと考えており、新たに設置目的や将来像につきましては、三宅町町営住宅・改良住宅審議会に諮問し、ご審議を賜りたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、再質問。

○4番（松本 健君） ご回答ありがとうございます。

順番に再質問させていただきます。

まず、スーパーシティについてですけれども、質問しなかったのは、この、県の計画ですね。学校の中身、学校をどういう学校にしたい、学校をその後、そのまま地元に残って起業していくような人を育成するようなそういう学校にしたい、何かスタンフォードみたいな名前も出ていましたけれども。というのは、県として捉えるのはもちろんそのとおりだし、賛同しますし、やっていただければいいと思うんですけれども、その機会を町としてそれを利用して、その周りの町づくりに何か生かすことはできないのかと。何かこれを機に町は、そう言いながらも、こういうところもこういうふうに持っていきたいねみたいな何かが出てくればいいかなというふうな思いで、質問させていただきました。

回答としましては、もちろんスタートアップヴィレッジを実現させるというのが第一だということ、それを通して、結構、後段、全国で2番目に小さい町である本町の特性を生かして、ユニークな人材を、ひいては三宅町ビジョンの実現や過疎脱却につながるような何か形にしたいというふうにおっしゃってくれましたけれども、それに対する何か、できれば具体

的な施策みたいなものがあればなというふうに思いました。

例えば、この、さきのほうの質問にもありますけれども、この機会を利用して学生たちの住まいを確保する方向に行くだとか、この機会を利用して交通インフラを整えて、小さな町をより利便性を図るようにするとか、何かいろんな狙いを町でつくらない限りは、県は出してくれないと思うんですね。

そういう意味で、県としては工学系の起業拠点にしたいと。それは、それが実現すれば、町もプラスになるだろうし、最もいいと思うけれども、町としては、この機会を利用して、持続可能なこういう小さな町の何かを実現するといったようなものを今から固めていく必要があるんじゃないのかなと。あまり出過ぎると県に怒られるかもしれないけれども、こんなところでしゃべれない話かもしれないけれども、何かそういう一本筋を何かつくられたらどうかと思うんですけれども、そういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） その点に関しましては、先ほどからもお答えさせていただいておりますように、まず町としてやっていかなければいけないことということは、第2期の地方創生総合戦略というところをしっかりと実行していく。また、ビジョン・ミッション・バリューというところをしっかりと体現していくことが、今後、三宅町の未来につながっていくというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

スーパーシティに関する2点目の質問ですけれども、じゃ、これって県立大学の中身だけの話じゃなくて、大学つくった後、近くで起業してもらおうとか、周りの人にも関心を持ってもらって、周辺の町づくりというか、三宅町の住民がどういうふうに賛同して、住民の理解というのもすごく必要だし、町づくりというのに関わるようなスタートアップヴィレッジをつくるというの自体が、大学だけじゃなくて、周りを巻き込むような話だと思っています。

さらに、スーパーシティというような話になると、特区の認定であったり、その中で住民のいろんなことに関わってくるような話になるから、どうしても住民参画が大事なところなんじゃないかなと思うんですけれども、住民参画の仕組みとして質問させていただきました。

それについては、今既にあるまちづくりトークであったり、そういうふうなもの、ないしはそれに類するものを適時やっていきたいというふうに回答をいただいております。

のちのM i i M oの質問にもちょっと重なるところはあるんですけども、例えば、じゃ、スタートアップヴィレッジの準備委員会とか、住民中心で検討委員会みたいな、それは町が引っ張ってつくらせるものじゃないと思いますけれども、住民自らそういうふうな形で何かそういう、どうせ大学できるんやったら、この周辺のまちをこういうふうにしたいねというようなそういう議論が住民の間で湧いてくるような何かそういうような仕組みづくりとか、その背中を押すような何か何かできないのかなというふうな思いで質問させていただきました。

もし何かあれば、一言お願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） またご意見としては承って、今後の検討材料の一つとさせていただきますと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、挙手の上、指名されて。

松本議員。

○4番（松本 健君） この先の質問にもちょっとつながるんですけども、やっぱり住民参画の仕組みづくりというの、できれば後ろから押していただけるような何か方策というのをいろいろ考えていただければなと思っております。

続きまして、2番目、M i i M oのグランドオープンのお話ですけども、今回、流れとしては決定のプロセスとして、コンセプトは伺いました。その決定の流れとして、庁内で何回か会議をやって、幾度と会議をやってコンセプトを定めて、それをM i i M oの運営委員会に諮って、運営委員会のほうで何か具体的な何か出してもらって、それで決めてきましたというような話だったと思っています。

先ほどこっと何か話したんですけども、例えば、グランドオープンなんかにしても、昔、文化祭とかでも、二十歳の成人式とかでも、自分らの手で委員会みたいなものをつくって、何やるとかというのを決めるところから入ってってもらおうやみたいなアイデアも、実現はできていないけれども、アイデアもあったかと思います。

今回、グランドオープンに際しても、何かそういうふうな動きというのを何か取ればよかったんじゃないかなというふうに思います。

そのことについてと、今回、庁内でコンセプトを決めて諮って、諮って決めましたという流れでいくと、具体的に住民の声、どれぐらい聞いているのかなと。どういうことを聞けていますよというふうなのがあれば、実例があれば教えていただきたい。どういう声があつて、

それに対してどういう処置、どういう対応をされたのか。特に、ちょっとやっぱり昔、文化祭というような話があるから、文化協会との関係とかもすごく気になるんですね。

今回、広いところに文化協会がどれぐらい関わるのか。割とホールの中で何か同じ時期にやりますみたいな何か雰囲気を感じているんやけれども、そういうところの住民の声、どれぐらい受けて、どれぐらい聞けて、どうだったのというような話をちょっとしていただければなと思います。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 失礼します。文化協会のお話があったので。

いつもの教育委員会として文化祭が、コロナによって去年はなかったと。文化協会さんの発表であつたり展示であつたりというのもなかったので、今年度に限っては、グランドオープンとともに何かを教育委員会としても考えてはいたんですけれども、なかなかその辺の整合性であつたり、文化祭というのはいつも11月の前後でやっていましたので、今も駐車場が整備されている中で、なかなかその時期にやれないというところもありましたけれども、教育委員会としても何かしら、去年もなかったので、考えていきたいと思ひまして、文化協会さんのほうに対して、その協議させてもらったときというのは、やはりコロナで大分とまだ感染が伸びておつた状況もありましたので、文化の発表会、カラオケであつたり、そういうところのことというのは、コロナでちょっとなかなか難しいのかなと。

そこで、文化展を何とか文化ホールの中を使わせていただいて開催させていこうじゃないですかということで文化協会と協議しましたら、快く賛同していただきましたので、グランドオープンと同日に文化展を開催するというので、グランドオープンにも集客がありますので、その集客も期待しつつ、文化展を同日で開催させていただくという形で、方向で決めさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ちょっとコメントだけさせていただきますけれども、やっぱり何年か続けて文化祭なくて、今回をそういう意味で心待ちにしてはった人って結構いはるし、何か、いいのかどうか分からないけれども、やっぱりマイクで歌うのを楽しみにしていた方だとか、バザーで物を売るとか、それはちょっと文化協会とは違いかもしれないですけども、店並べて何かするとか、もち作って、そのもちを買うのを楽しみにしていた人とか、結構いろいろやっぱりいはったかなと思うんですね。

そういうふうな声がどれぐらい聞こえていて、でも、誰か決めなくちゃいけないから、決

めたことは決めたでそれでいいとは思いますが、そういう声をくみ取りつつやるというのを、このグランドオープンだけじゃくて、これ以外の、今度はやっぱり県立大学の話なんかでもいろいろ出てくると思うので、そういうのを上に上に順番につなげていっていただけたらと思います。ちょっと勝手な話。

続きまして、3番目の個別計画なんですけれども、サービスの低下は、いろいろ相談した上でやっているからサービスの低下はないと、基本的にはないというふうに回答いただけたと思っています。

ただ、あちこちの憩の家なんかとかでも、この時期が来たらもうこれは譲渡するか除却するかどっちにしますかということを自治会に相談されると。それはもうなくなるのが前提というか、引き受けないなら壊しますけれども、壊しますか、引き受けますか、どっちですかみたいな何かそんな話になっていて、やっぱり受ける側からしてみたら、サービスの度合い、こんな広過ぎるところ要らんけれども、最低限こんだけは欲しいんやとか、そういう話をした上で、やっぱり除却というような言葉は出していただくべきかなというふうに思いました。

この先、個別計画からまた上に上がってというのでいろいろあると思いますので、回答の中にも、声をもっと聞いていってというふうにおっしゃっているんで、そういう方向でお願いしたいと思います。

続きまして、町営住宅。

町営住宅に関しても、せっかく、もしかしたらスーパーシティ構想なんかがうまくいっちゃって、いろんな予算、いろんな構想を考えられる可能性があるといったときに、もともと町が抱えている問題というのをそれで解決するという複合的な解決というか、町営住宅は町営住宅の話です。先ほど渡辺さんの質問のときとかもあったと思うんですけれども、町営住宅については町営住宅のとか、災害施設に対しては個別施設計画とは別とか、流れとしては分かるんですけれども、そういうのを全部束ねた上で、スーパーシティ構想であったり、過疎債が続くようになったけれども、過疎債が入ったよということを通して、そういうのを総合的にめぐり合ってするということこそ、やっぱり町のトップのリーダーシップを持って、何か今度個別計画考えるときに、こういうのとかこういうのも合わせて、そういうのも視野に入れた上で計画を立てなさいよとか、災害の対策というのに対しても、スーパーシティもちょっと視野に入れて何か考えたらどうかというような何かそういう総合的なことをやるのは、やっぱりトップでしかないと思うんですけれどもね。そういう動きを期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） この際、併せて何かをするというよりは、なぜするか、何のためにやっていくかということが非常に大事、なぜが大事になってくるのかなというふうに考えています。

今後は、どの事業においても、何の目的で、何を解決するためにこの事業をやるのかという事業目的、理念のところ、今回、ビジョン・ミッション・バリューができましたので、その部分をしっかりと大切にしながら、それに即した形で町づくりが行われているのか、この施策は本当に必要なのかというところをしっかりと考えて、そこに様々な手法という部分が次につながっていくのかなと。

そもそもスーパーシティ構想ありきで考えるのではなくて、やはり何のためのこの事業が必要なのか、どういうふうにしていくのかというなぜをしっかりと考えていくということを重点に置いて、その中で手法で連携が必要というのであれば連携も視野に入れる、そして単独も含めて、やらないといけないところには予算も配分していくということをしていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） あと5分ぐらい。

松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

それとちょっと逆から見たような考えになっちゃうかもしれないですけども、個別最適が全体最適にならない例として、例えば、今回の個別施設のものに関しては、施設の維持費を削減しなくちゃいけないから、ここは更新しませんとかというのが出てきます。出てきたとします。災害の施設なんかにしても、必要なのは分かるんですけども、お金がないから建てられないんです。スーパーシティと、過疎債の活用とかといったときに、お金はあるかもしれないけれども、何かちょっと目的が違うとか、何かそういうのが、多分、部分的に考えたときには全部正しい答えなんだろうと思うんですけども、全部ばっさり合わせたときに、果たしてもうちょっといい解はないのかなというふうな観点で考えるというのが、本当に何が必要かというのはそこから出てくるんじゃないかなというふうに私は思います。

ご参考にいただければという程度で、終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 回答は要りませんか。

○4番（松本 健君） はい。

○議長（辰巳光則君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日１日より９日までは各常任委員会開会のため休会とし、12月10日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日は、これにて散会します。

皆様、お疲れさまでした。

（午後 １時５４分）

令和3年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和3年12月10日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	健康こども局長	植 村 恵 美
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	岸 本 奈 己	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和3年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和3年12月10日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 常任委員会委員長報告

(1) 総務建設委員会委員長報告

(2) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第51号 令和3年度三宅町一般会計第7回補正予算について

追加日程第2 報告第5号 (専決処分事項報告) 中央公民館解体工事及び外構第2期工事請負
契約の変更の締結について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 令和3年12月三宅町議会第4回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、各常任委員会委員長の報告についてを議題とします。

去る11月30日の本会議において、常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、12月6日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、渡辺哲久君。

○総務建設常任委員会委員長（渡辺哲久君） 総務建設委員会の報告を行います。

去る11月30日、第4回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案について、6日午前より総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算案について、歳入では、諸収入において、DX推進事業に伴う支援金230万円の増額補正が行われています。

歳出について、総務費においては、イノベーション推進部をMiMoへ移動することに伴う経費として62万2,000円の増額、DXの推進及び情報システムセキュリティ対策の強化に伴う経費として231万8,000円の増額補正が行われています。

土木費においては、まちづくり推進課、土木管理課を浄水場へ移動する経費として294万8,000円の増額補正が行われています。

予備費においては、歳入歳出予算の財源調整のため、1,014万3,000円の減額補正が行われています。

次に、審査の経過について、歳出での質疑として、みやけイノベーション推進部がM i i M oへ事務室を移動する補正予算について、全体的に庁舎の利用計画をどのように考えているのか説明を求めたところ、土木管理課とまちづくり推進課は浄水場へ移動し、健康こども課が所管している福祉・障害関係の事務を庁舎1階の窓口へ集約し、相談スペースを設置、2階みやけイノベーション推進部の政策推進課及び産業振興課が移動後の事務室は、防災時に担当課の待機場所や職員の昼食スペース等に利用すると説明がありました。各委員より、利用案については、他の部屋の整理を図ることで、みやけイノベーション推進部を移動させるまでもなく、利用は十分図られるとの意見や、随時利用しない部屋が増えることにつながる懸念、政策推進課と産業振興課のM i i M o 3階への移動は、窓口や職員が分散され、住民にとって利便性の向上につながるとは思われないといった意見が出ました。目的、理念、変わる組織体制や施設の利用について資料をそろえて、再度協議してはどうかと提案を行いました。I C T推進事業費においては、行政組織のデジタル化の見通しについて、災害時等の対応強化やセキュリティー対策の強化について、外部人材によるD X事業の進捗などの質疑を行い、本委員会は賛成者なしで原案を否認いたしました。

続きまして、議案第47号 令和3年度三宅町水道事業会計第3回補正予算案については、収入では、道路改良工事に伴う水道管仮設復旧費用に要する負担金で39万6,000円の増額が行われています。支出では、道路改良工事に伴う水道管仮設復旧工事で159万円の増額補正が行われており、予算措置理由について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第49号 三宅町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定案については、令和4年4月から磯城郡水道企業団を運営する都合上、三宅町水道事業の設置等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、三宅町上水道施設基金の設置、管理及び処分に関する条例、三宅町水道給水条例、三宅町布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を廃止するもので、磯城郡水道企業団での条例の整備状況と職員派遣の取扱いについての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第50号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約の制定案については、令和4年4月1日から、川西町三宅町及び田原本町を奈良県広域水質検査センター組合から脱退させ、磯城郡水道企業団を加入させることについて規約の変更が必要となり、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

続きまして、承認第4号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第4回補正予算について、歳入では、国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金608万1,000円の増額補正が行われています。

歳出では、民生費において、職員の産前産後休暇及び育児休暇取得に伴う人件費28万1,000円の増額補正が行われています。商工費においては、ウィズコロナの生活を見据えて、町内業者等へホームページ等を作成する経費を助成し、販路及びビジネス拡大を図る経費として955万円の増額補正が行われています。予備費においては、歳入歳出予算の財源調整のため407万6,000円の減額補正が行われ、町内事業者のホームページ等作成支援事業では、見込み数や委託先を質疑し、地域ブランドプラットフォームの提案などを行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第5号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第5回補正予算について、歳出の衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る時間外勤務手当として68万9,000円の増額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認しました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、原案のとおり3件の承認及び1件の否認となりました。

また、当初予算に関する経過について、移住定住促進事業については、現時点での成果と今後の見通しについてを、交流まちづくりセンター運営については、無線Wi-Fiの安定化及び有線LANの使用はどのように考えているか、また、現在、MiMo食堂が運営されているが、雑貨等物品の販売は可能かを、三宅1号線道路整備事業については、進捗状況と今後の見通しについてなど3項目ににわたり質疑を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告とします。

○議長（辰巳光則君） 続いて、12月6日午後1時30より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川鰭実希子君。

○福祉文教委員会委員長（川鰭実希子君） 去る11月30日、第4回定例会に本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、6日午後より福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算案について、歳入では、分担金及び負担金において、老人保護措置事業に対する入所措置負担金69万9,000円の増額補正が行われています。国庫支出金において、国庫負担金では、障害者自立支援費等負担金に

伴う1,291万8,000円の増額、障害児支援負担金に伴う144万2,000円の増額、児童手当交付金に伴う111万円の増額、国庫補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金に伴う132万円の増額、保健事業補助金に伴う80万6,000円の増額、学校保健特別対策事業費補助金に伴う5万円の増額、子ども・子育て支援交付金（養育支援訪問分）に伴う5万6,000円の増額で、合計1,770万2,000円の増額補正が行われています。

県支出金において、県負担金では、障害者自立支援費等負担金に伴う634万9,000円の増額、障害児支援負担金に伴う72万1,000円の増額、児童手当負担金に伴う12万円の増額、県補助金では、福祉医療費助成事務費県費補助金に伴う8,000円の増額、ひとり親家庭等医療費県費補助金に伴う51万3,000円の増額、乳幼児医療費県費補助金に伴う57万7,000円の増額、子ども・子育て支援交付金（養育支援訪問分）に伴う5万6,000円の増額で、合計834万4,000円の増額補正が行われています。

次に、歳出について、民生費において、社会福祉費では、障害福祉サービス利用者の増加及び審査支払手数料による2,146万6,000円の増額、障害児通所施設の利用者増加に伴う288万5,000円の増額、障害児給付費等負担金及び障害児放課後等デイサービス利用支援事業費補助金の返還金による43万6,000円の増額、障害者総合支援事業費補助金の実績額確定に伴う返還金7万4,000円の増額、老人保護措置費について119万6,000円の増額補正が行われています。

児童福祉費では、養育支援訪問事業に伴う保育士の経費として17万円の増額、児童手当制度改正に伴うシステム改修費に132万円の増額、児童手当給付費対象者数が増えたことに伴い135万円の増額、子ども医療費助成事業において受給者の入院件数が増えたことにより117万6,000円の増額、福祉医療費助成事務費補助金確定に伴う県への返還金として6万4,000円の増額、ひとり親家庭等医療費助成事業において受給者の受診件数が増えたことにより116万4,000円の増額、同じく手数料として1万8,000円の増額で、合計3,131万9,000円の増額補正が行われています。

衛生費においては、健康増進事業に関する指針の改正に伴うシステム改修により、187万円の増額補正が行われています。

教育費において、小学校費では、感染症対策に必要な消耗品費として10万1,000円の増額、幼稚園費では、子育てのための施設等利用給付交付金事業費の確定に伴う返還金として1万円の増額で、合計11万1,000円の増額補正が行われています。

次に、審査の経緯について、歳出では、児童手当の制度改正によるシステム改修における

メリット・デメリットを、デジタル化の進捗及び個人情報保護条例の改正予定を、児童手当給付において、当初より見込みが増えた理由についての質疑を行い、賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第45号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案について、歳入では、県支出金において、療養給付費及び高額療養費の歳出予算増加に伴い、保険給付費交付金3,086万3,000円の増額補正が行われています。

歳出では、療養給付費において、70歳以上の受診件数が当初見込みより増加していることから2,530万2,000円の増額、同じく高額療養費分で556万1,000円の増額、合計3,086万3,000円の増額補正が行われています。諸支出金において、保険者努力支援交付金及び特別調整交付金の実績額確定に伴う返還金として8万円の増額補正を行っており、財源調整のための予備費において同額の減額補正がされており、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第46号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算案について、歳入では、現年度分保険料において、当初予算で広域連合から示された額より保険料が上回る見込みであることから、特別徴収分で238万6,000円の増額、普通徴収分で579万6,000円の増額で、合計818万2,000円の増額補正が行われています。諸収入において、健康診査等に係る経費に対する保健事業委託金で54万7,000円の増額補正が行われています。

歳出において、保険料見込額が増加したことにより保険料負担金が818万2,000円の増額、健康診査等に係る経費について、個別健診受診者増加により54万7,000円の増額がそれぞれ行われており、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第48号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定案について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げ、加算額を1万6,000円から1万2,000円に引き下げる内容で、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第4号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第4回補正予算について、歳出では、職員の産前産後休暇及び育児休暇取得に伴い、臨床心理士の派遣委託料として88万8,000円の増額が行われ、職員の派遣についての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第5号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第5回補正予算につ

いて、歳入では、国庫支出金において、新型コロナウイルスワクチン追加接種（３回目）を行うことにより、国庫負担金で171万5,000円の増額、国庫補助金で849万1,000円の増額がそれぞれ行われています。

歳出においても、新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る経費として951万7,000円の増額補正が行われ、接種券の状況や12歳未満の接種について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、当初予算に関する経過状況についての質疑内容は、以下のとおりです。

I C T環境整備事業に関して、I C T支援員の配置、G I G Aスクールサポーター委託など、実績を踏まえつつ、現時点における成果と今後の見通しについてを、みやけまちいくパートナーシップ事業に関して、A s M a M a によるシェアリングエコノミー活用の現在までの成果、今後の見通しと課題についてを、放課後児童健全育成事業に関して、業者変更により変化した点、よかった点、気づいた課題など現時点における状況、また、今後M i i M oでの学童保育実施に向けての現時点での課題、見通しについての質疑を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

どうもお聞き苦しくて申し訳ありませんでした。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 動議を提出いたします。

議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算について、修正動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 動議の中身が、なぜこういう動議を出さなきゃならないのかという中身は全然ないんですよ。なぜこういう動議出されたのか。その中身が分からないので、それをはっきりさせて、こういう中身の動議を提出しますということであれば分かるんですけども、それがないので、賛成も反対もしようがないということになるんじゃないかなと思います。

○議長（辰巳光則君） 分かりました。

賛成者が複数ありますので、動議は成立しました。

○議長（辰巳光則君）　ここで一旦休憩します。10時30分より再開いたします。

（午前　　時　　分）

○議長（辰巳光則君）　それでは、再開いたします。

（午前　　時　　分）

○議長（辰巳光則君）　皆さん、配付漏れはないでしょうか。お手元の資料ありますでしょうか。

本案に対しては、瀬角清司君外2名から、お手元に配付しています修正動議が提出されております。

したがいまして、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

提出者、瀬角議員。

○3番（瀬角清司君）　議案第44号　令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算に対する修正案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、修正内容について説明いたします。

議案の修正案をご覧ください。

令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算書の2ページ、3ページをご覧ください。

第1表　歳入歳出予算補正の歳出について、款2総務費、項1総務管理費の補正額294万円を231万8,000円に補正後、計8億9,778万4,000円を8億9,716万2,000円に、また、総務費の総額の補正額294万円を231万8,000円に補正後、計10億1,354万円を10億1,291万8,000円にそれぞれ修正。款14予備費、項1予備費の補正額マイナス1,014万3,000円をマイナス952万1,000円に補正後、計2,190万3,000円を2,252万5,000円にそれぞれ修正し、また、予備費の総額も同様の修正。

明細について説明いたします。

令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算書の12ページ、13ページをご覧ください。

歳出について、2款総務費、1項総務管理費、目3財産管理費、節17設備購入費の説明。設備購入費62万2,000円をゼロ円とし、補正額62万2,000円にゼロ円に補正後、計8,679万円を9,616万8,000円に、財源内訳の一般財源62万2,000円をゼロ円に、節の金額62万2,000円を

ゼロ円にそれぞれ修正し、総務管理費総額の補正額294万円を231万8,000円に補正後、計8億9,778万4,000円を8億9,716万2,000円に、財源内訳の一般財源の64万円を1万8,000円にそれぞれ修正するものであります。

16ページ、17ページをご覧ください。

14款予備費、1項予備費、目1予備費において、補正額マイナス1,014万3,000円をマイナス952万1,000円に補正後、計2,190万3,000円を2,252万5,000円に、財源内訳の一般財源マイナス1,014万3,000円をマイナス952万1,000円にそれぞれ修正し、また、予備費の総額も同様の修正をするものであります。

次に、修正理由を説明いたします。

現在、三宅町は人口約6,500人と年々減少傾向にありますが、面積が小さいゆえに利便性も高く、便利な一面もある中、町の規模、役場の規模を考えた場合、役場機能の出先機関が多過ぎると考えられております。

そんな中、みやけイノベーション推進部がM i i M oに移転するという今回の計画は、住民窓口を分散することになり、ますます不便になり、理解しかねます。今ある出先機関を本庁舎に集中し、本庁舎に来れば全て事足りるようにすることが、住民サービスの向上につながるのではないのでしょうか。

この視点から考えると、逆行していると思われます。

施設の関係上、全く空き部屋がないのなら、一定の理解はしますが、庁舎内には物置同然の部屋もあり、まずは整理整頓してスペースをつくり、有効に使った上で、まだ足りないようなら再度検討するべきではないのでしょうか。ましてM i i M oは建物の特性上、庁舎の出先機関にはならないと考えております。特別委員会で行われた決議の中で、この施設は住民が使用するための施設であり、執務室として特定の部署を丸ごとおさめるためのものではない。この施設に関わる最低限の人のスペースのみ備えるべきと示しました。建設計画の段階で教育委員会の執務室を入れる入れないで議論を戦わせた記憶が冷めやらぬ中、M i i M o運営室の次にイノベーション推進部を配置することは到底受け入れられず、今回の修正動議といたします。

以上、提案理由の説明を終わりますが、議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） これより、委員長報告及び議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算の議案修正動議に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 今の動議の提案の中で、イノベーションを廃止というようなことが聞こえたんやけれども、廃止ではないでしょう。

○議長（辰巳光則君） 配置と廃止の、配置やと思います。

瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） そのあたり、ちょっと読み間違いがしてありましたので、配置と読んだつもりなんです、そのあたり、そういうふうに池田議員に聞かれたかもしれません。

○議長（辰巳光則君） ほか、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

森内議員。

池田議員、先に。

○10番（池田年夫君） ただいま総務建設、福祉文教委員長の報告がありました。

私は、令和3年度三宅町12月補正予算案に反対の討論を行います。

今の修正動議でイノベーション推進部のMi i Moへの移転については、修正動議が出されましたので、これについては一応省きます。

次に、総務課から出されている自治体デジタルトランスフォーメーションDX推進、健康こども課提出の児童手当制度の改正によるシステム改修、健康増進事業に関する指針の改正によるシステム改修であります。これも厚生労働省からの指示によるシステム改修であります。

私は、行政のデジタル化について反対ではありませんが、現在政府が進めている自治体のデジタル化は、第32次地方制度調査会が昨年、2020年6月に安倍首相に手渡した答申、2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方等に関する答申で、地方行政のデジタル化を諸課題のトップを挙げ、以降、政府の主要な政策テーマとなり、21年9月の行政のデジタル化の司令塔となるデジタル庁の設置、地方行政のデジタル化は、地方行政における事務処理のデジタルリゼーション、文書作成や事務手続をアナログ形式からデジタル化形式への転換することだけを目的とするものではありません。

本町でもマイナンバーカードの申請受付が進められています。現在、マイナンバーカード

は、社会保障、税、災害対策にのみ使用が認められていますが、将来、運転免許証を初め預貯金口座情報など、マイナンバーカードで使えるようになると、その個人情報が警察や銀行に全て分かることになり、社会保障では、健康保険証を使えるよう登録が必要ですが、病院や診療所側の準備ができていなくて使えない状態です。マイナンバーカードの情報で、その人の病歴など個人情報が病院など民間に露見する危険性があります。健康増進事業や児童手当などの一体化が進めば、各家庭環境などの情報データを自治体が国に報告すれば、民間でも活用できることになります。情報のデジタル化は、住民の理解が得られる説明を行い、同時に、高度なセキュリティーの設定と本人の理解と了解が得られるよう、個人情報保護条例の設置など、慎重に行う必要があります。

よって、補正予算については反対であります。

他の議案については賛成とし、討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 私は、瀬角議員の動議の賛成を含めてしゃべらせてもらいます。

瀬角議員の説明にもありましたとおり、M i i M o への移動について、M i i M o は住民さん主体の運営ということを目指すというふうには、それは行政理事者のほうも言われておりますので、もし行政の部署が入るにしても、やはり一時的ということになるのかなと思っています。その部分、急遽開かれた12月8日の全協でも、町長はちょっともう少し議論を深めたいとおっしゃっていたので、ちょっとここで瀬角議員の出してもらった修正動議もその部分を削った部分なので、そういう形で賛成させていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

ほか、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

1点だけ修正で、今、お配りしました修正動議の賛同者のあるやつのほうの資料の1枚めくってもらって2枚目、歳出という表がある部分の2項目めの14予備費、予備費の3,204万6,000円の右の補正額の部分のマイナス952万1,000円のところの下の1,014万3,000円という部分にマイナスの三角が抜けていますので、付け加えておいて、願えればと思います。

それでは、お諮りします。

議案第44号 令和3年度三宅町一般会計第6回補正予算についてを採決します。

まず、本原案に対する瀬角清司議員他2名から提出された修正案についてを採決を行います。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議案第45号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第46号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第47号 令和3年度三宅町水道事業会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第48号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第49号 三宅町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第50号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第4号 (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第5号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第5回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

本日の議事日程の追加案件として議案1件、報告1件を上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議案1件、報告1件を追加することに決定しました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（辰巳光則君） 皆さん、配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

追加日程第1、議案第51号 令和3年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年12月三宅町議会第4回定例会に追加で提出をいたしました補正予算案1件についてご説明申し上げます。

議案第51号 令和3年度三宅町一般会計第7回補正予算については、令和3年11月19日に閣議決定された、ゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり10万円相当の給付を行う子育て

て世帯等臨時特別支援事業のうち、子供１人当たり５万円の先行給付を年内に支給する必要が生じたことから、事業に必要な経費を補正するものでございます。

では、歳入からご説明をいたします。

８、９ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目２民生補助金では、子育て世帯臨時特別給付金４,３７６万２,０００円の増額を行っております。

続きまして、歳出のご説明を行います。

10、11ページをご覧ください。

款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費では、時間外勤務手当12万円、消耗品費３万円、通信運搬費４万８,０００円、手数料12万４,０００円、電算事務委託料44万円、補助金４,３００万円の増額をそれぞれ行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ４,３７６万２,０００円を増額し、予算総額41億1,679万４,０００円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

以上が今定例会に追加で提出いたしました議案１件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松本議員。

○４番（松本 健君） 質問させていただきます。

まず、今回のこの特別給付は、年末に５万円で、期が変わって、クーポン券なのか、何か目的を限定した券を５万円みたいなことが国で言われていた、その案件だと思います。

まず、質問なんですけれども、１点目、委託料、電算事務委託料44万円というのがあります。今回、このような一時的な支払いに対して、前回説明聞かせていただいたときには、システム改修というような何か言葉で上がっていたかと思うんですけれども、何かソフトの改修みたいなものがあるのか。電算事務委託料というのが、システム改修に当たるようなものなのか。もしシステム改修に当たるようなものであれば、それが一時的なものに対してそういうのをやるのってどうなのかなという疑問があります。その辺の説明をお願いしたいです。

それから、多分これ、銀行振込みになるんだろうと思うんですけれども、振込みの手数料というのは、これ、手数料と書かれるところの金額だと思います。それでよいのかどうかと

いうのと、今、国というか、ほかのところでは、5万円と5万円を分けて給付したらすごく
 手続にお金がかかって、国全体でいくと何百億が、300億が900億になるとか何かそんな話が
 あって、じゃ、もう全額お金でも自治体で選んでいいですよみたいな話も出てきていると思
 いますが、今回のこの電算事務委託を含めて、手数料含めてというのは、まず5万円の範囲
 内だと思うんですけども、この先、時期を変えて、残り5万も同じように振込みでといっ
 たときに、そのときには、またこの電算事務委託料というのがプラスでかかってしまうよう
 なものなのか。今度は何もせずに銀行振込みに手数料だけで済むようなものなのか。併せて、
 もし商品券みたいなものにしたときには、この金額がどれぐらい変わるようなものなのか、
 説明できるようでしたら説明をお願いします。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） ただいまの質問のほうですけれども、まず、システム改修
 につきましては、今現在使っている児童手当のシステムのほうから9月分の支給の対象児童
 の抽出作業というものが必要になってきます。9月30日以降に転出されている方についても、
 9月30日時点、三宅町に住民票のあった子供たちが対象となりますので、そちらのデータを
 活用させていただくということで、児童手当システムのほうからその該当者の抽出をするこ
 とと、あと、その子供さんたちに対して5万円支給ということで、振込みデータをつくらな
 いといけませんので、その振込みデータを作成するための費用というものが主なものになっ
 てきます。

クーポン券のお話もありましたけれども、もし現金給付となりましたら、同様に9月30日
 時点の子供さんが対象となりますので、システムの改修というのは必要なくなって、今現行
 改修したものを使って振込みのほうはできるかと思いますが、国のほう、今のところ、現金
 支給は実情に応じてというか、特段の事情がない限りは現金給付はしないようにというふう
 な通達のほうもありますので、今の現状としましては、現金給付というのは3月時点でまた
 再度あるということはないと思われます。

ですので、三宅町に関しましては、今現在、奈良県のほうとも協議をさせていただきました
 て、クーポン券ではなく、ID、電子のシステムで買物ができるようものを県で構築される
 というお話が、今、出てきておりまして、そちらのほうが進んでいくようであれば、三宅町
 のほうもそちらで進めさせていただきたいと思っておりますので、ちょっと事業費等々に関
 しては、まだ一切ちょっと不明な状況になっております。

手数料のほうですけれども、すみません、はい、これは全て振込み手数料になります。

560世帯となりますので、そちらの振込み手数料です。

○議長（辰巳光則君） 今の質問で、もし3月に現金やということやったら、今回のシステムでそのまま使えるので、そのときはお金は要らない。

○健康こども局長（植村恵美君） はい。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

ほか、質疑ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 現金5万円配るという対応をするというのは分かりましたけれども、あとは、そのクーポン券のことについて、県でIDを活用して配付するということでしたけれども、その受け取るほうでIDのほうで全部そういうあれができていますのかどうか、そこら辺は調査されているんですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 今現行、その提案があったということですので、詳細に関してはこれから協議していくというふうにお聞きしておりますので、今、池田議員ご質問の内容については、ちょっとこちらでも分かりかねる状況です。

○議長（辰巳光則君） あと1回だけ。

○10番（池田年夫君） やっぱり速やかに全員に給付ができるような体制をするというのがいいと思うんですけども、そういうことであれば、現金で配付するという方向を、町としてはそういう受け取る側のそういう準備とかそういうあれも勘案して、それが不十分なところもあるということも含めて、現金でやっぱり支給するという方向を打ち出したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 国の事業ですので、国の方向というか指導に基づきながら適切に行ってまいりたいというふうには考えています。まだ現金の場合の特例の場合、どういう点があって現金は対象になるというのが示されていない状況ですので、今、原則、先ほど植村局長が答弁したとおり、クーポンの方向で国として原則行いなさいという通達が来ていますので、まずはそちらの方向を検討しながら、今、県のほうの動向、また国の動向も注視しながら、池田議員おっしゃるように、一日も早い子供たちへの早い支援というところを速やかに実施してまいりたいというふうには考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） もう2回やってもうているんで。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 4,300万円の補助金の内訳の確認です。

今、560世帯というふうにおっしゃいましたが、1世帯5万円じゃなくて、子供1人に対して5万円だから860人の子供に対して配付されるということいいですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） ただいまのご説明していただきましたとおり、560世帯ですけれども、子供お1人につき5万円ということになりますので、全部で860人の子供さんを対象として補正予算のほうを上げさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） ほか、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと。違うやつですか。

（「先ほどの続きや」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） いや、もう2回まで、質疑は。

じゃ、あと1回だけ。

○10番（池田年夫君） 町長自身は、国の方針に従うというふうに言われているんですけれども、やっぱり各家庭の状況とかそういうあれを勘案したら、そういう県のほうでもID化というふうに言われているけれども、実際、それが全世帯でそういう形ができるのかどうか。そういうところを含めたら、やっぱり現金給付したほうが早く手元に行くし、そして、全員に行き渡るということになると思うんです。もしそういうID化とかそういうあれ、やっていたら、各家庭に行き渡らないというところもこれは出てくるんじゃないかということも懸念されると思うんですけれども、そういうことであれば、やっぱりいち早く子供のところに届けるということであれば、その現金給付が一番、手数料とかそういうようなのを含めて、手もかからないし、システム改修とかそういうあれもかからないというふうに思うんで、やっぱりそういう手のかからない方向も含めて、やっぱり町の方針をそういう方向にやっぱり打ち出していくということが望まれるんじゃないかなと思うんですけれどもね。

○議長（辰巳光則君） この回答、要りますか。

今、森田町長から2回目の質問のときに、前向きに考えるということで、一番ええ方法考えるという回答ありましたんで、多分同じ回答になると思いますので、もう回答よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑はなしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論はないですか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 給付、必要だと思いますので、賛成はいたしますが、今回質問させていただいたところで分かったのが、800人ぐらい、五百何十世帯の対象で五百何十カ所に多分、その銀行振込みをされるんだと思います。振込みの手数料は多分割り算したら1件当たり250円ぐらいなのかなと思いますけれども、ここで、システム改修じゃなくて、電算機の委託料として44万円上がっているのは、金額は安いですが、その1件数当たりにしたら750円とか、振込み手数料の3倍ぐらいはかかっていると。内容としては何をされているのかというと、町が持っているデータとしてリストがある中で、支給した分の住所というか名前を抽出して、振込みの手続のための伝票を作成するというような、多分、感じのことを委託されるんだろうなというふうに理解しました。

システムを手元に持って何をするにしても、例えば、年賀状の住所録を自分で持っていて、自分で打ち出せるようになっているんだけれども、印刷しようと思ったら手数料が幾らかかるというような、変な例えかもしれないですが、そういうような状況になっているのかなと思います。

自動化、自動化ということをやったとしたときに、いろんなところで手数料がかかるかというよりも、できるだけいろいろ自前でできるようなやり方とか何かそういうのを考えていかないと、事あるごとに、たかが1%、2%なのかもしれないけれども、プラスアルファの費用がかかるというのは、そうなんだというのを考えていろいろやっていただけるのがいいのかなと。

もう一点、これはもう国のお金だからいいかなとも思わなくはないですが、国のほうとかでも、そういう水で必要なものに対してプラスアルファ、こんないっぱいかかるじゃないかなとかそういう話が出てきているところもありますので、特段の理由といったところで、プラスアルファのお金、そんなにかからないやり方ありますというのでも、いろいろもちろん考えられていると思いますけれども、以降いろいろ考慮していただいて、ぜひ限られた予算ができるだけ必要な人のところに届くようにお願いしたいなというのを言いつつ、賛成したいと思います。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論はありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第51号 令和3年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 追加日程第2、報告第5号（専決処分事項報告）中央公民館解体工事及び外構第2期工事請負契約の変更の締結についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年12月三宅町議会第4回定例会に追加で提出をいたしました報告1件についてご説明申し上げます。

報告第5号（専決処分事項報告）中央公民館解体工事及び外構第2期工事請負契約の変更の締結については、令和3年6月議会において議決を賜り、工事請負契約を締結いたしました同工事の契約について、請負契約額の変更を行うため、地方自治法第180条第1項及び、町長の専決処分事項の指定について、第6号の規定により、令和3年12月1日付にて専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

変更内容は、変更前契約金額7,835万8,500円に365万3,000円を増額し、変更後の契約金額を8,201万1,600円とする変更契約を行ったものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました報告1件の提案説明とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、追加日程第2、報告第5号（専決処分事項報告）中央公民館解体工事及び外構第2期工事請負契約の変更の締結については、地方自治法第180条第1項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告

とします。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面の諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月30日に開会された令和3年12月三宅町議会第4回定例会の全日程が終わり、本日、閉会の運びとなりました。

議員各位におかれましては、ご提案申し上げました各議案や本日提出いたしました追加議案等についても慎重審議賜り、いずれもご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

特に、議案第44号 三宅町一般会計第6回補正予算につきましては、議員の皆様からの動議により一部を修正され、ご可決いただいたわけですが、会期中頂戴いたしました本件についての貴重なご提言やご意見をしっかりと受け止め、住民サービスのさらなる向上のため、改めて議論し、検討してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、国では、ワクチンの効果を低下させる可能性がある新たな変異ウイルス「オミクロン株」の感染が懸念される中、11月30日より外国人の日本への入国を原則停止する方針を明らかにされました。

本町でも、一般質問でも答弁させていただいたとおり、第6波に備えるためにも、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を来年1月末より90歳以上の高齢者の接種を始め、その他の方については、接種日が確定次第、順次ご案内する予定としており、引き続き感染防止対策を徹底しながら、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、開会の挨拶でも触れさせていただきましたが、12月18日には、いよいよ交流まちづくりセンターMi i Moがグランドオープンを迎えます。当日は、「ありがとう、これからもよろしく」をメインテーマに様々なイベントや催しを予定しておりますが、このオープンを機に、本施設が従来の行政主導型施設ではない、住民の皆様との共同運営ができる施設を目指すためにも、これからの時代の流れを見据えながら、町内外の交流をさらに深め、「ビジョン・ミッション・バリューを体現する場所」、「多様なつながりとやりたいを育む場所」として発展させてまいりたいと考えております。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、本年1月より新型コロナウイルス感染症への対応を初め、町政全般にわたりご尽力とご協力を賜り、まことにありがとうございました。

時節柄、健康には十分ご留意いただき、引き続きご活躍いただきますとともに、ご家族とともどもよき新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、令和3年12月第4回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　理事者並びに議員各位におかれましては、今年もコロナ対応に追われながら、双方住民の皆様のために尽力いただいたことを、議長としてお礼申し上げます。

今年も残すところあと僅かとなりましたが、新年度予算編成やMi i Moのオープンイベントなど、まだまだ多忙な日々は続くと思いますが、ご自愛いただきながら新しい年を迎えていただきたいと思います。

以上で、令和3年12月三宅町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員